

第四節 熊野筆の特色とこれから

一 熊野筆隆盛の背景

筆づくりの特質と地域的特化

筆づくりは、これまでのところで明らかにされてきたように、戦後の高度経済成長期のころまでは、全国各地で行われていた。その後、熊野町をはじめ豊橋市や奈良市等にその中心が移り、その他の产地にはごくわずかの例外を除けばほとんど筆づくりはみられなくなっている。とくに、東京や大阪などの生産者は、高度経済成長の時期に、筆づくり以外に転業してしまったもののように思われる。

現在では、筆づくりは、あたかも高度経済成長型の経済発展の波があまりおしよせることのなかった辺地で、地域的に特化して継続されているといった感が強い。そのような傾向のなかで、なぜ熊野町における筆づくりが今日のような全国的地位を占めるようになったのか、その要因についてまとめておきたい。

もともと筆づくりそのものは、零細經營、手工業、熟練労働等を特徴とした伝統的産業である。經營の零細性ということは、必要な資本（もとで）の最小限がきわめて小さく、だれでも農業その他の副業として営むことができるということである。手作業が主体で機械化が困難であるということは、自宅の片すみで、暇をみてはこつこつとする内職としてもやりやすいということである。このような特性をもつ筆づくりは、生産が分散して行われ

ることを特徴としているのであるから、問屋制支配の家内工業として全国のあちこちに分布することができた。

ところが、筆づくりには、他の単純な手作業とはちがって、高度に熟練された「名人芸」的な技術が必要とされる分野が少くない。原料の筆毛自体が各種多様であり、その質そのものがけつして一様ではない。これを選別することだけでも、相当の経験と熟練が必要とされる。だから、製筆技術の修得は一朝一夕になされるわけのものではなく、最低三～五年、名人級となるには一〇年以上も、厳しい修業が重ねられる。したがって、筆づくりは、この面では、簡単に他から転業してきたり、まったく別の地で新たに発生するということはなかなか困難である。その一方で、一度その技法を修得してしまえば、いつでもどこでも比較的簡単に筆づくりは可能となるのである。大きな戦争で人手がとられるとか、高度経済成長期のように、大規模に労働力の移動や産業構造のすべり的な変動とともに就労構造の変化等がなければ、全国いたるところに筆づくりは業として成り立つ条件もそなわっていたとみてよいであろう。

熊野筆隆盛の社会経済的背景

では、なぜ熊野町という、原料となる獸毛その他の生産とも無縁であり、近くに筆の大きな消費市場ももたない、この業界のいわば辺境の地に、今日のような全国的な筆づくりの産地が形成されていったのであろうか。零細な純農村風の寒村で、農業以外には他に適当な職業がなかっただけでは、その理由として説得的ではない。昔からこのような地方は、全国の至るところにみいだされるからである。

わが国における筆づくりの歴史的推移や構造的特徴などを総合的に比較検討してみると、筆づくりの産地としての熊野町の地域的、伝統的特殊性として、以下の諸点が指摘できるようと思われる。

第一に、熊野町の地域的特殊性。熊野町は、呉市や矢野・広島方面の隣接する近隣市町村からは、長い峠道に

よつて隔絶された。交通の便の比較的不自由な地域であった。狭い盆地での零細規模の農業以外にこれといった産業はみられず、何らかの形で副業的収入にたよらなければ、生活は苦しかった。だが、それを求めて他の地域への出稼（求職、転出）はなかなか容易ではなかつた。

第二に、主婦を中心とした女性労働による副業的經營。筆づくりは、すでに述べたように、農閑期の副業的經營としてはすぐれた長所をもつてゐる。とくに、熊野町のばあいは、その歴史的・構造的特質として古くから大量の女性労働が動員されている。これは、他の産地にはあまりみられない、熊野の特殊性のひとつといつてよい。

第三に、地域的分業体制の形成。熊野町は、他の地域から隔絶された状態におかれていたということのため

に、他の産業の参入もなく、筆問屋（製造問屋）を中心とした製筆関連の業者や職人の地域的密集が強められていつた。筆づくりの地域における生産体制が有機的かつ構造的に広く根付いて、地域的な分業の体系がしつかりと形成されている。そのため、高級品から普及品にまでにいたるあらゆる種類の筆が、地域として、迅速かつ大量に受注かつ生産することができるようになつた。

第四に、関係者のたゆまぬ努力と伝統。熊野町に筆づくりの技法を導入し、それを発展させる上で、地域の人びとの不斷の努力がつみ重ねられて、それが伝統としての力を發揮している。家庭内での作業のために、親から子へと、筆づくりの技法が自生的に受け継がれる素地があつたため、後継者も絶えることなく育つていつた。また、行政当局も、地

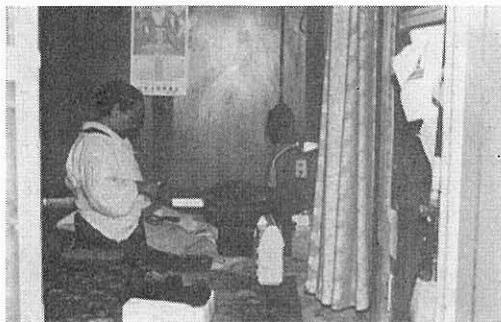


図7-4-1 家での筆造りの様子
『わたしたちの熊野町』より

域の産業としての製筆業の発展のために、さまざまな指導援助を続けた。

第五に、戦後の学校習字の普及の波と、高度経済成長時の好景気による筆関連の需要の増加。筆の需要の全国的増大化傾向の時期に、大量の女性労働を動員する形でこれにうまく対応しえた熊野筆は、全国的に筆関連のシェアを拡大することができた。学童用筆の全国的販売の大部分は、熊野町で生産されるようになる。熊野筆の全国的シェアの拡大の傾向が統計的にもはつきり確認できるようになるのは、このころから以降のことである。

以上のような熊野の筆づくりをめぐる社会経済的背景に対して、他の筆産地は若干様子がちがっていた。まことに他の産地では、筆づくりの労働力の主体が伝統的に男性労働であり、それらの多くがこの時期に高度成長型の他の産業にうばわれて流出したり、後継者難の状態に陥っていったようと思われる。また、相対的に高級品志向の生産体制をとっていた地域では、この種の需要の伸びが比較的限られていたために、全体的な筆需要の増加傾向に充分乗りきれなかつたのではないか。さらに、他の産地では、業者の結束がいさか弱く、ばらばらの状態であり、熊野町におけるような地域的分業の体制や業界の組織化が、若干欠ける傾向にあつたといえよう。

女性労働への依存

筆づくりに女性労働が大量に動員されていたということが、この時期の熊野筆の全国的シェアの拡大に大きくあずかったことは、特筆に値する。高度成長期においても、主婦を中心とした女性労働は、家事・育児等のために、地域外へ流出移動することはさほど容易ではない。内職の形で家計補助的労働に従事することができる筆づくりは、女性労働の活躍の場として好都合な側面を多く持っている。その上に、独立した家計保持者のばあいとはちがって、内職のばあいはいわゆる『小遣い稼ぎ』程度の収入であっても充分継続する可能性を持つ。つまり、主婦を主体とした女性労働は、市況や景気の変動にともなう収入の変化などに対しても、比較的安定した定着性を持っているということである。ほかに、適當

な内職先もみられないという熊野町の地域的閉塞性は、筆づくりにとっては大いに幸いしているといつてもよいであろう。

地域内分業の体制がしっかりと形成されているということ、多量の女性労働による安価な筆の大量生産を可能とする社会経済的条件が備わっているということは、熊野町を除けば、他の産地にはほとんどみることができない。このことが、全国一の筆づくりを熊野町で可能にしているもつとも重要な要因となっていることができるであろう。

なお、参考までに、熊野筆事業協同組合自身が考えている熊野筆づくりが隆盛となってきた理由を紹介しておこう。「なぜ熊野筆が現在まで続いているのか!!」という組合の文章には、以下の八点がかかけられている。

- 一 その当時は交通の便が悪く他の町に働きに出かけることがむづかしい状況であった。
- 二 家内工業であるため、自宅に持つて帰つて仕事が出来るので家を離れなくても良い。
- 三 幼少より親の筆作りの作業をよく見てるので修得が早い（三年～五年）。
- 四 良い指導者が沢山いる。

五 熟練を必要とするところから、他町村に真似が出来ない。

六 多数の業者が密集していて、多種類と多量の注文に応じられる。

七 他産地に製作者が少なくなったこと。

八 国、県、町の助成を得て後継者の育成をしている。

筆者とはやや視点が違つてゐるが、これらの諸要因が相互に作用し合い、全体として熊野筆の今日を形づくつてきたということにはまちがいないであろう。

二 伝統的工芸品としての熊野筆

1 伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）

伝産法 昭和五十年五月に、熊野筆は、通商産業大臣によつて伝統的工芸品産業の指定を受けている。この法的根拠となつたのが、伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）である。この伝産法は、昭和四十九年五月二十五日法律第五十七号として制定された。この伝産法の目的とするところは、一定の地域で主として伝統的な技術または技法等を用いて製造される伝統的工芸品の産業を振興することである。それによつて、国民の生活に豊かさと潤いを与える、地域経済の発展に寄与し、国民経済の発展に資することと、されている。

この法律の内容は、主要には、(一) 伝統的工芸品の指定をすること、(二) 伝統的工芸品産業に関する振興計画を認定すること、にある。

伝統的工芸品としての指定の要件は、

- (一) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (二) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (三) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (四) 伝統的に使用してきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (五) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行ない、又はその製造に従事しているものであること。

(第二条一項)

伝統的工芸品と伝統工芸品について

1 伝統工芸品（昔から伝わって来ているもの）

(イ) 手工芸品、(ア) 美術工芸品、(ハ) 民芸品

此の三種類を総括したものを言います。

江戸時代以前から続いていれば伝統工芸といっても間違いとはいえない。

2 伝統的工芸品（通産大臣が指定したもの）

伝統的とは熟練した技を必要とし100年以上の歴史を有することを意味し伝統工芸品と区別する用語として用いたものであります。

的とは的確、又かなう、の意味もあり伝統工芸の本物であると言ふことです。

通産大臣が伝統的工芸品として指定する條件は、

- 1 主として日常の用に供されるもの
 - 2 その製造過程の主要部分が手工業的であること
 - 3 伝統的（100年以上）な技術、技法により製造されるものであること
 - 4 伝統的（100年以上）に使用されて来た原材料が主たる原料として使用され製造されているものであること。
 - 5 一定の地域において少くない数（30名以上）の者がその製造を行い又はその製造に従事しているものであること
- この要件を備えたものに通産大臣が指定するもので、この全てに熊野筆は要件を満たしています。
- 伝統工芸品と伝統的工芸品との違いは、伝産法に基き通産大臣が指定しているものが伝統的工芸品であります。

（熊野筆事業協同組合）

熊野筆は、百数十年にわたる伝統を持つ工芸品として、これらの条件をみごとクリヤーして、製筆業界では、最初に認定された。豊橋筆、奈良筆がこれに続いて、伝統的工芸品としての認定をうけた。伝統的工芸品は、したがつて単なる伝統工芸品とはちがつて、法的な正規の手続によつて認定された工芸品なのである。

伝統的工芸品産業の認定

伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の認定として認定された産業は、その産業の振興計画を作成し、提出する。その振興計画の要件には、つぎのようなものが含まれている。

- (イ) 従事者の後継者の確保及び育成並びに從事者の研修に関する事項
- (ア) 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項



図7-4-2 熊野筆
と
マ
ー
ク
立
金
が
税
制
上
損
金
付
け
度
施
設
の
特
別
償
却
度
や
事
業
所
税
の
非
課
税
措
置
が
可
能
と
な
る。

- このような条件をそなえた振興計画が認定されると、さまざまな助成措置等が講じられる。たとえば、必要な経費の一部の補助（予算）、必要な資金の確保またはその融資のあっせん（金融）、税制上必要な措置（税制）、伝統的工芸品としての表示の許可（伝統マーク）、指導および助言等。
- 予算面では、後継者育成事業費補助、需要開拓等事業費補助、技術保存研修事業費補助等が与えられる。金融面では、国民金融公庫、中小企業金融公庫に伝統的工芸品産業振興貸付制度を設け、振興計画への参加者の用に供する。税制上は、特別措置が認められる。すなわち、伝統的工芸品振興準備金制度によって、一定の費用および積立金が税制上損金扱いとされたり、共同施設の特別償却制度や事業所税の非課税措置が可能となる。
- （第四条）
- (三) 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
 - (四) 需要の開拓に関する事項
 - (五) 作業場その他作業環境の改善に関する事項
 - (六) 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項
 - (七) 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
 - (八) 老練者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
 - (九) その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

通商産業省

51生第 269号

昭和51年3月17日

通商産業省

51生第 269号

昭和51年3月17日

伝統的工芸品産業振興協会会長

熊野筆事業協同組合

理事長 高木 史 史

通商産業省生活産業局

中小企業庁計画部長

通商産業大臣 河本 勝 夫

伝統的工芸品「熊野筆」に係る熊野筆
事業協同組合の振興計画（全体計画及
び昭和50年度計画）の認定について

伝統的工芸品「熊野筆」に係る熊野筆
事業協同組合の振興計画（全体計画及
び昭和50年度計画）の認定について

昭和51年3月17日付けをもつて熊野筆事業協同組合理事長
高木 史から認定申請のあつた上記件については、別紙等の
とおり昭和51年3月17日付けをもつて認定されましたので、
通知します。

昭和51年3月17日付けをもつて申請のあつた上記の件につ
いては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第3条第1項の
規定に基づき、認定します。

図7-4-3 熊野筆事業協同組合理事長宛通産大臣の伝統的工芸品産業の認定書
と関連文書

伝統的工芸品産業の指定をうけると、このよ
うに、さまざまな助成措置が受けられるよう
になる。現在、それらの措置が必ずしも地域にお
けるこの産業の実情に充分に応えるものではな
いとしても、少なからず、その振興の助成には
すみを与えていることはいなめない。また、こ
れらの措置等による直接的な助成以外に、公け
の伝統的工芸品としての認定によって、それぞ
れの産業の伝統を鼓舞し、国民的な关心と信頼
を高める効果は、大なるものがある。わが国の
伝統と文化をまもり発展させる意味からも、こ
の制度のなおいっそうの充実と発展が望まれる
ところである。

2 伝統的工芸品としての熊野筆

「熊野筆」の認定
熊野筆は、中国地方で
は、因州和紙（鳥取県）に



図7-4-4 東京港区青山三丁目にある全国伝統的工芸品センター
(熊野筆もここに展示されている)

次いで第二番目に、昭和五十年五月十三日、第二回指定部会において、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」による産地の指定を受けている。その後、中国地方では、弓浜紺（鳥取県）、出雲石灯ろう（島根県、鳥取県）、勝山竹細工（岡山県）、備前焼（岡山県）、広島仏壇、宮島細工（広島県）などが指定をうけた。

最近では、雲州そろばん（島根県）、福山琴（広島県）も追加されている。

熊野筆は、この産地指定を受けることによって、一般的な量産地としてのみならず伝統工芸士による名筆の产地としても、全国的な注目を集めようになつた。従来は、一部の高級品を別とすれば、ともすれば無銘筆の产地として全国消費地問屋の下請的地位にとどめられて、世間に熊野筆の存在をアピールすることにもあまり迫力がなかつた。これによつて面目躍如たる、熊野筆の全国的評価を得ることができるようにになつたわけである。

伝産法の指定を受ける条件として、熊野筆のはあい、技術面では、火のしを使用し、毛もみに糲がらの灰を用いる、寸切りに寸木、はさみを使用、混毛は「練りませ」により、糸締めに麻糸を使用する等がある。また、原料面では、穂首に、ヤギ、ウマ、シカ、タヌキ、イタチ、ネコの毛、またはこれと同等以上の質を有する獸毛を用い、軸には竹または木を使用しなければならない。これらの条件を満たし、しかも熊野筆事業協同組合の検査機関の検査をパスしなければ、「伝統マーク」（証票）を貼付して、販売することはできないことになっている。

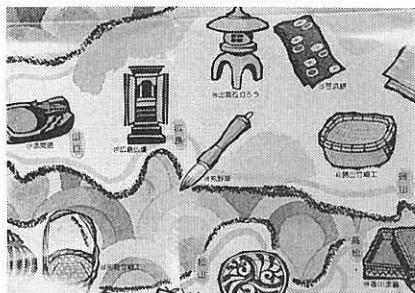


図7-4-5(2) 右の一部



図7-4-5(1) 伝統的工芸品一覧図



図7-4-6(2) 右の一部

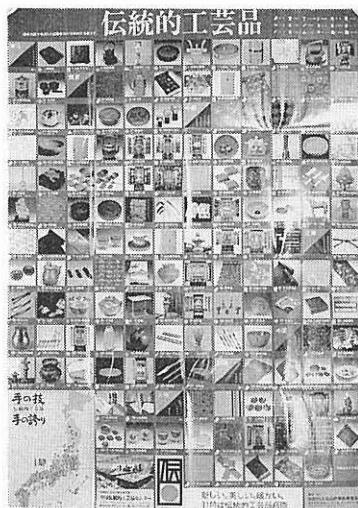


図7-4-6(1) 伝統的工芸品の
ポスター

伝統的工芸品としての熊野筆は、このようないかがわしい条件のもとで、その品質と信用を保もち、全国の消費者の手もとにとどけられているわけである。「伝統マーク」付きの熊野筆は、こうして、全国的な市場においても、高い評価と名声を博しつつあるのである。

地元業者の反応

伝産法の指定を受けた地元産地の業者たちは、この指定についてどのような反応を示

しているであろうか。指定後一～二年後に実施されたものと思われる飯塚ゼミ調査の結果によれば、指定され良かつた六〇・六%，指定されても関係ない二五・五%，融資を受けやすくなつた六・四%，公的機関からの干渉がある一・一%，信用度が高くなつた、嬉しい、職人を減らさないようにする、消極的な方法にすぎない六・六%，となつてゐる。

一部の業者を除き、大半の業者が、伝産法の指定を少なからず肯定的に受けとめ、期待をかけている。だが、現実的なその効果となると、業者間でもさまざまに受けとめ方がわかっている。伝産法の指定を受けて、他の産地との競争の点でどの程度有利になつたかについて、先の調査によると、有利になつた三九・三%，指定前と変化ない四〇・五%，不利になつた一・二%，わからぬ一七・九%と回答している。この点からみると、業者のおよそ四割ばかりのものが有利であるとしてはいるものの、伝産法の趣旨が必ずしも充分に浸透しているとはかぎらない実情もあるようである。とくに、下請的製造業者のばあい、彼らの関心はもっぱら生産の過程の範囲内にかぎられる傾向もあってか、伝産法についての関心はいまひとつといったところのようでもある。

また、伝統的な技法や原材料を保存育成するという伝産法の趣旨とは逆に、製造方法を積極的に改良して、新製品の開発をめざそうとする人びとにとつても、同様のことがいえよう。人工毛、プラスチック軸などの原材料を開発し、機械化の促進や合理化によつて、経費を節減し、近代的經營方式を導入してゆこうとする立場の業者にとつては、伝産法は直接無関係である。

だが、そのような新製品といえども、その将来にわたる販路の拡大のためには、熊野筆の長年にわたつて培われてきた歴史と伝統、社会的評価をぬきにしては不可能である。この意味では、産地の社会的評価と信頼のシンボルとしての伝統的技法にもとづいてつくられる熊野筆の発展はかかせない条件のひとつであるといつてよいで

あらう。

伝産法は、熊野筆にとつても、直接間接に、また精神的にも物質的にも、さまざまな側面にわたって大きな支えとなつてゐることは、うたがいない。だが同時に、熊野筆の当面している諸問題の解決のための唯一の切り札ではない。業者間の結束を強化し、それを中心とした行政サイドからのさまざまな物的・精神的な保護・促進策の充実が、今後ますます求められているといえよう。

伝統マーク

伝統的工芸品の認定を受けた製品には、いわゆる伝統マークの貼付が許される。このマークは、

伝産協会(財)伝統的工芸品産業振興協会)が、他の類似品との区別を明確にするために、伝統的工芸品に統一された表示マークを付けることを定めたものである。伝産協会は、伝

統マークをデザインした伝統証紙(デザイナー・亀庫雄策氏)を発行する。各産地の協同組合等は、伝産協会との間で締結された使用許諾契約書にもとづいて、この証紙を購入し、一定の基準のもとで、これを伝統的工芸品に貼付する。

このばかり、各産地の協同組合等は、表示事業実施規定を定めて、振興計画に

添付する必要がある。この規定に定められた検査方法、検査基準に則して、産地検査委員会が合格の判定を下した製品にかぎつて、この証紙は貼付できることになつてゐる。

図7-4-7 伝統マーク

このマークを貼っていますか

これは、国から「伝統的工芸品」に指定されたものに貼られるマークで「伝統マーク」といいます。工芸品を製造する職人さんたちが、国から認められた方法で検査を行い、合格した製品にだけ貼されることになっています。お店へ行ったときに、このマークがあるかどうかさがしてみましょう。



このような手順を経て貼付される伝統的工芸品の統一表示マーク、「伝統マーク」によって、消費者は安心してその製品を購入することができるばかりでなく、それに対する社会的理解や認識が高まり、需要も増大してゆくことが、期待

表7-4-1 熊野筆「伝統マーク」証票

| 品種 | 申請件数 | | 発行枚数 | | 手数料 |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 昭和55年度 | 57 | 55 | 57 | |
| 太筆 | 19 | 6,160 | 6,200 | 6,160 | 1本につき5円 |
| 年生筆 | 27 | 16,853 | 9,290 | 16,853 | 〃 |
| 水筆 | 9 | 10,211 | 2,670 | 10,211 | 〃 |
| その他 | 3 | 807 | 2,082 | 807 | 〃 |
| 合計 | 58 | 34,031 | 20,242 | 34,031 | |

注 57年度申請件数は、発行枚数と同じになっているが(?)

熊野筆事業協同組合「振興計画の変更に係る承認申請」各年度

されているのである。

熊野筆に貼付される「伝統マーク」について、その実績を表7-4-1にかかげておく。毎年、二、三万枚程の「伝統マーク」が発行されているようである。年々生産されている熊野筆がおよそ四〇〇〇万本といわれている現状からすれば、「伝統マーク」付の筆は、そのわずか〇・一%にも満たないわずかの数にすぎない。逆にいえば、「伝統マーク」付の熊野筆こそは、熊野筆のもつとも優れた最高級品として、日本一の筆産地が自信をもって世に送りだした製品であるということもできよう。「伝統マーク」付の筆が、日本国中でその販路をもつと拡大してゆくことが、今後の熊野筆の社会的評価を高めてゆくことにつながるであろうことは、論をまたないところである。

伝統工芸士

筆づくりの名人、その技法のすぐれは継承者は、筆づくりの「伝統工芸士」として認定される。筆を含む伝統的工芸品産地において、現役で二〇年以上の実務経験を持った優れた伝統的な技術・技法を保持している人びとのうちから、学科・実技にわたる試験によって選考された者のみが、この「伝統工芸士」と呼ばれるのである。

この認定は、伝産協会が行う。それによつて、従事者の社会的評価

を高め、仕事にたいする励みを与えること、伝統的工芸品産業における技術者全体の地位を向上させ、技術・技法の維持と継承に貢献してもらうことなどが、そのねらいとされている。伝統工芸士に認定されたものは、みずから技術・技法を磨く一方で、後継者育成の役割も担っている。

現在認定されている伝統工芸士の多くは、古くからの徒弟制度のもとで、厳しい修業を続けながら、その技術を磨き上げた人たちである。認定を受けたことで、「作業意欲が増した」、「後進に対する指導がやりやすくなつた」等の声が多いという。

伝産協会のなかに、伝統工芸士認定中央委員会があり、ここで、各産地の委員会から推せんされた者のなかから、決定されることになっている。そのさい、認定の対象者には、先述の学科・実技の試験が課せられるわけである。

昭和五十～五十五年度にわたる全国の伝統工芸士の認定総数は、一七二五名。そのうち毛筆関係者は、熊野一六名、豊橋九名、奈良六名、合計三一名である。

熊野筆関係の伝統工芸士一六名は次のひとびと。
○赤翼 萬寿彦、○上馬場 正生、○実森 盛登、○徳田
信雄、○福垣内 茂、今城 善秋、植松 静利、○小鳥田 松雄、○蓮池 寿三、○藤本 勝三、石井 光二、
上馬場 敏行、梶矢 哲美、川本 俊明、番匠谷 定、女夫池 芳男。伝統工芸士会々長は実森盛登氏、○印
は、伝統的工芸品産業功労者褒賞受彰者。以上、昭和五十五年度現在(通産省編)『伝統的工芸品産業―その現状』(財)通産業調査会 一九八一年。

なお、伝統的工芸品産業功労者とは、伝統技術の維持向上、後継者の育成など伝統的工芸品産業の振興に貢献のあつた者のことである。

毛筆関係の伝統工芸士の数からも分かるとおり、熊野筆の生産の技法と品質は、全国に誇るべき伝統と評価を

持っていることは、明らかである。彼らの磨き上げられた指先から生みだされる毛筆の逸品は、他産地の高級品といわれているものに、まさるとも劣ることのないすぐれた製品として、全国の書家等から需要されている。

三 熊野筆の組織・団体

1 毛筆業の基盤としての熊野商工会

熊野商工会の結成

毛筆製造販売という事業は、大資本を必要とするわけでもない。また、その生産形態は、一個人でも可能であるものである。同時に、販売を中心見た場合にも、個人問屋制としての営業形態をもつものである。それらの点は、現在においても、何ら変化していない業界の状況である。

熊野において、明治中期ごろから毛筆生産が盛んになり、全国からの需要が増加するにつれて、個人を中心とする営業形態には、時として不都合が生じることもあった。一つは業者間の不統一による過当競争であり、一つはその結果としての製品の品質低下という問題であった。そのうえ、これらの需要家からの苦情の処理も充分でなかつたため、町役場へ苦情処理が持ちこまれるという事態もかなりあったという。『筆の都熊野』（昭和二十三年九月、熊野中学校）によれば、「業者の不統一は種々の欠陥を生み出した現状であった為、町当局に於ては勧業係を設け、毛筆の製造、販売の指導斡旋をして来た」と述べている。このように、町当局の熊野筆生産事業に対する助力は、相當に大きかつたと見られるが、勧業係を設けたのが何時からあつたか等のことは、現在においては明らかにしえない。

毛筆業者においても、業者間の過当な競争による業者の不統一が、多大の問題を生むという自覚も高まり、独自に組合を結成すべきではないかという意見も生じはじめたのが、大正年間に入つてからのことであつた。それ以前、優秀な毛筆製品を出荷させようとの試みは、明治四十五年（一九一二）ごろにも存した。たとえば、同年、広島県安芸郡斯民会長から「熊野村七筆会」に対し表彰文が与えられている。その一節に「意ヲ産業ノ発達ニ留メテ製筆事業ノ改良ニ貢献スル等、善行頗ル嘉スベシ」とある。七筆会のメンバーは、尺田徳太郎、和田虎吉、神鳥林右衛門、工田旧七、城本穰一、藤田徳行、藤林房吉の七人で、その名のとおり、毛筆業者の人々であつた。ついで、大正三年（一九一四）十二月二十二日には、伊藤明三を会長として、四四名の者が「毛筆奨励会」を発足させた。さらに、大正五年（一九一六）一月一日には、神鳥林右衛門を会長として、三〇名の者が「商工会」を発足する。

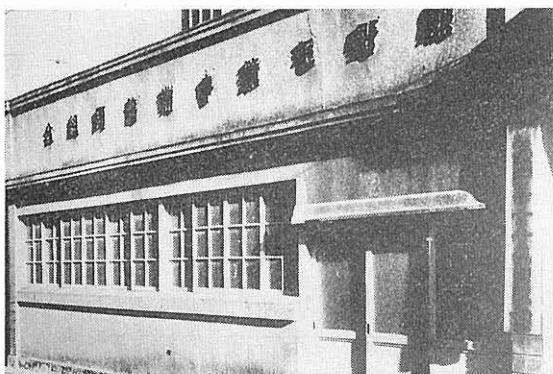


図7-4-8 熊野町商工会（建物写真 昭61年までのもの）



図7-4-9 熊野町商工会（建物写真 昭62年のもの）

また、同じ日に、横山万次郎を会長として、六〇

表7-4-2

熊野町商工会員職業別分類表

(昭和三十二・十現在)

| | | | | | | | | | | 区分 普通会員 | 地区 呉地 |
|---|---|---|----|---|----|---|----|----|----|------------|----------|
| 建 | 送 | 計 | 米 | 館 | 容 | 烹 | 車 | 品 | 用 | | |
| | | | | | | | | | | 4 4 | 出来 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 2 | 2 | 13 | 25 4 | 中溝 |
| 2 | 2 | 2 | 10 | 2 | 8 | 2 | 29 | 1 | 9 | 83 29 | 萩原 |
| 1 | | | | | | 1 | 5 | 2 | 12 | 18 3 | 城之堀 |
| 1 | 1 | 1 | | | | 4 | 1 | 13 | | 14 6 | 初神 |
| | | | | | | | | | 1 | 4 | 新宮 |
| 1 | | | | | | | | | 5 | 5 1 | 計 |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 12 | 2 | 10 | 3 | 53 | 153 47 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

名の者が「工親会」を発足している。これらの会は、優秀製品の生産に当たることを目的とするという実践的な団体であった。

以上のような諸団体の摸索と苦惱の結果が毛筆業者以外の諸業者をも含めて、組合を結成すべきだという結論を生むことになった。そして、大正十五年（一九二六）十二月四日に、熊野商工会が発足したのである。発足時の会長は、尺田徳太郎であった。

熊野商工会は、その名の示すとおり、熊野町における商業者、工業者のすべてを包み込む、文字どおり熊野町の経済の中核をなすものである。しかし、その中核が、毛筆業にかかる業者にあることはいうまでもない。

商工会員数の変動

昭和三十二年（一九五七）十月現在の商工会の構成

員を示すと、表7-4-2のとおりである。ちなみに、この当時の商工会の会費は、特別会員五〇〇円、普通会員二〇〇円であったといふ。この表に見られるように、熊野商工会と熊野毛筆事業協同組合が併存していた當時

表7-4-3 熊野町商工会員地区別統計表

(昭六二・三・三一現在)

| 地区 | 吳地 | 出来 | 中溝 | 萩原 | 城之堀 | 新宮 | 初神・平谷 | 角・團地 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|------|---|
| 業者数 | 29 | 76 | 141 | 49 | 42 | 25 | 66 | 428 | |
| 159 | | | | | | | | | |
| 121 | 毛筆製 | 一般製 | | | | | | | |
| 49 | 品卸業 | 造業 | サービ | | | | | | |
| 38 | 業 | ス業 | 建設業 | | | | | | |
| 48 | | | | その他 | | | | | |
| | | | 13 | | | | | | |

表7-4-4 熊野町商工会員職業別分類表

(昭六二・三・三一現在)

小売業 鉛筆業

一般製 造業

サービ 建設業

その他

—4—3のようである。なお、この時点では、会員制度はすべて普通会員制をとっている。さらに、地区別の数は不明であるが、これを業種別の会員数の表にして見ると、表7-4-4のようである。また、法人業者は一〇四であり、個人業者は三二四である。

以上の、昭和三十二年と昭和六十二年との二表を比べて見ると、業者数は約二倍に増えているが、毛筆製造にかかる業者数にはほとんど増減が見られない。熊野町の商工業者は、毛筆業以外の面で多様になつたといえる。次に、これらの表を比較してみると、平谷、川角、團地地域が、新興の商工業地域として発展してきている状況も、指摘できるようである。

熊野町の経済の中心地が、比較的西部地域に移動しつつある状況もうかがえるのである。

においても、毛筆業者がその中核をなしていることは、熊野町の商工活動の中軸が毛筆業にあることをよく示している。

なお、商工会構成員の地区別の分布を見る

と、中溝区が商工業の中心地であることもよくわかる。さらに、各区ごとの商工活動の状況がうかがえるの

である。

ところで、昭和六十二年三月末日現在の熊野商工会の会員は、どのように分布しているであろうか。それは、次の表7-4-3のようである。なお、この時点では、会員制度はすべて普通会員制をとっている。さらに、地区別の数は不明であるが、これを業種別の会員数の表にして見ると、表7-4-4のようである。また、法人業者は一〇四であり、個人業者は三二四である。

熊野商工会の事業とその発展

大正十五年（一九二六）に設立された熊野商工会は、結成時において、次の四項目をその事業目的とした。

- 1 製筆技術の向上
- 2 原毛の共同購入
- 3 製品価格の協定
- 4 製品販路の拡大と宣伝

これらの目的が、既存の七筆会等の人々の目的と一致したため、それらの人々をも、新しく設立されたこの熊野商工会に包含されることになった。

結成直後の昭和初年からは商工業の振興対策を策定し、これを軌道にのせることに全力をあげていた。ところが、商工会の事業そのものよりも前に解決すべき問題として、筆司に多くの患者の出た脱疽病の対策があつた。この病は、多くは火傷、凍傷などによって局所が死に陥るというものである。しかし、熊野町におけるそれは、病原菌に感染して血流障害を起こすことが考えられた。西光寺住職であり医院をも経営していた猪野了俊は、その原因の追及と治療とに全力を尽した。その結果、獸毛によつて脱疽の病原菌が導入されることが判明し、商工会は町当局に協力して、昭和三年（一九二八）七月獸毛消毒場の建設を始め、それを完成した。これらの事績によつて、筆司たちは脱疽病から解放されたのである。

商工会は、発足後三年を経ても、必ずしも住民にその機能が理解されているとはいえなかつた。そこで、昭和四年（一九二九）三月には、熊野商工案内を発行し、啓蒙に当たるといふこともしてゐる。商工会設立の中心的な力となつたのは、既に述べたように毛造りにかかわる業者たちであつた。商工会活動の

中心は、自然、毛筆産業を中心に行われることになった。昭和六年（一九三二）十二月五、六、七の三日間に行われた第一回全国書き方展覧会以来、この会を積極的に後援している。さらに、昭和十年（一九三五）九月二十四日には、熊野商工会設立十周年にちなんで、第一回の筆祭が行われている。また、同時に、作詞を野口雨情、作曲を藤井清水に依頼して「筆まつり」の歌が作られた。この歌には、筆踊りも振りつけられ、榊山神社の境内で、少女たちが各地区（ニワ）ごとにその踊りの技を披露している。これが現在の筆祭の起源である。

商業組合法の制定に伴って、昭和十年（一九三五）熊野毛筆商業組合が発足する。熊野商工会の事業のうち、毛筆事業にかかる比率はいさか減少しているが、町内の主要産業である毛筆製造販売事業の經營指導から、全く無関係ではありえなかつた。昭和十三年ごろから行われた中国からの原毛直輸入など、毛筆商業組合等と協力して事業の育成発展に努めている。

中でも、特筆すべきことは、教育課程変更への運動である。第二次世界大戦に敗れたことに伴つて、昭和二十二年（一九四七）に新しい教育制度が行われるようになり、小学校の教育課程も大幅に変更された。そして、書道教育が小学校で行われないことになり、熊野町の毛筆産業は多大の影響を受けた。熊野町商工会は、当時の熊野商工業協同組合とともに、力をあわせて書道教育の復活を政府当局に対し、熱心に運動している。昭和二十六年（一九五一）から、小学校四年生以上で書道教育が復活したのは、その成果であると評価してよい。

戦後の税制改革は、昭和二十四年（一九四九）から行われた。いわゆるシャウプ税制である。そのための税務講習会を開催するに及んで、経営指導という商工会本来の業務が、盛んになつた。また、商工業の情報の収集の一環として、昭和三十四年（一九五九）二月五日には『筆の都 熊野誌』をも発行している。

商工会は、現在、「熊野町商工会」の名称を用いている。創設時には、「熊野商工会」であった。ところが第

二次世界大戦中、政府の指示により「熊野町商工經濟会」の名称を用いていた。後に、各市町村に商工会が設置されるようになり、現行の名称になった。

現在、熊野町商工会は、公益法人として全国商工会連合会の一員としての事業に従っている。その事業内容は、商工業者の相談に応じ、その指導に当たること、商工業の情報を集めその資料を会員に提供すること、また商工業についての調査研究を行うこと、会員に必要な講習会、講演会を開催すること、展覧会、共進会を開催したり斡旋したりすること等である。一言いえば、経営相談、指導の中軸をなす機関としての責務を担なつているのである。現在も、この会が、多くの会員を擁していることは、商工会が本来の目的に従つて動いていることをよく示しているといってよいのではなかろうか。

2 筆に関する諸団体の変遷

熊野毛筆商業組合

昭和七年（一九三二）商業組合法が制定されたのに伴つて、昭和十年（一九三五）一月八日、

熊野毛筆商業組合が設立された。毛筆の製造販売に関する事業は、熊野町商工会によつて行われていたため、新たに商業組合を作る必要もないという意見も強かつた。ところが、当時の湯川広島県知事の指導もあつて、この組合は発足する運びに至つた。そのため、発足当初の熊野毛筆商業組合の組合員は、熊野町商工会の会員とほぼ一致している。

熊野毛筆商業組合の発足時の理事長は、城本穰一であった。組合員の出資の一回の金額は五〇円で五二人が参加し、総出資口数は一二六口であった。それが、昭和十三年（一九三八）になると、組合員七四人、出資口数二三

四口に増加している。昭和十五年（一九四〇）には組合員一二二人に増加し、出資口数も八八一口となる。翌年には、組合員数は一二一人と減じていてもかかわらず、出資口数は一〇四三口に増している。出資口数の増加は、当時の毛筆産業の好況をよく示しているといつてよからう。

毛筆商業組合の業績として大きいものには、原毛の共同購入があげられる。従来は、主として大阪の商社を通じて原毛の購入が行われていたが、組合が大蔵省の認可をえて、昭和十二年（一九三三）から、中国大陸の中部地域から直輸入するようになつた。さらに、昭和十五年（一九四〇）には、中国東北地方（旧満州地方）からも原毛を輸入するようになつてゐる。

この組合の事業としては、次の五項目があげられてゐる。

- 一 毛筆事業に必要な物品の協同購入
- 二 毛筆の信用保持に必要な対策
- 三 毛筆事業の統制
- 四 毛筆の協同販売
- 五 毛筆事業に関する調査研究

この目的のうち、最も大きいものが、前述の原毛の直輸入であつたことはいうまでもない。

また、協同販売の業績としては、官公庁に特に軍部に毛筆の納入を始めたことである。これも以前は、大阪の問屋を通して納入していたが、組合を通して納入できるようになり、熊野町の毛筆生産は飛躍的に増加し、昭和十四年（一九三四）には、熊野町の毛筆生産量の全国比は九〇%にも達していたといわれている（国定教科書に熊野町名を記載されたしという陳情書によ）。なお、その当時、筆造りに従事していた人の話によると、軍部の注文はあまりにも多量であつたため、夜も

じゅうぶんに睡眠をとり得なかつた程であった。また、軍部は、これらの毛筆を日中戦争を進めていた中國大陸における住民宣撫用に使用していたと述べている。

昭和十四年（一九三九）五月二十六、七日の両日、熊野町商工会と当組合とは、福山市公会堂において、「筆の生産地たる熊野町が、国定小学校の地理教科書に全然記載されていないのは遺憾」であるとして、地理教科書に熊野町名を記載するよう政府に對して、陳情書を提出している。

なお、昭和十六年（一九四一）、国民学校令が施行され、その教育理念として日本の伝統を重視すべきであるとし、それに基づいて作成された教育課程では毛筆習字が重視されることになった。すなわち、それまで国語科の一部であった「書き方」が、「芸能科習字」と呼ばれ、独立した一教科となつたのである。このような毛筆需要の増加に対する商業組合の活動は、原毛の直輸入等に見られるように誠に効果的であった。なお、昭和十六年（一九四一）には、照宮成子内親王の来広に際して、熊野毛筆商業組合は、毛筆を台覧に供するという事業も行なつてゐる。

広島県毛筆工業組合
太平洋戦争が勃発して間もなく、熊野毛筆商業組合は広島県毛筆工業組合に改組された。昭和十七年（一九四二）三月二十三日のことである。この時には、熊野町のみならず川尻町など広島県下の全毛筆業者も参加し、理事長には伊藤実雄が就任した。この時の組合員数は二十四人、出資の一囗金額五〇円、出資口数二七九〇口であった。昭和十九年（一九四四）には、組合員二五六人、出資口数は三九五一囗に増加している。

広島県毛筆工業組合の事業としては、次の五項目を挙げている。

一 製品設備検査取締

- この事業目的に見られるように、戦時下の統制色の濃い組合であつた。しかし、この当時、熊野町の毛筆生産は七〇〇〇万本に達したといわれている。
- 太平洋戦争の激化とともに、あらゆる物品を、国の統制下に置く政策が推進された。これに従つて、広島県毛筆工業組合は、広島県毛筆統制組合に改組された。組合理事長に梶山俊吾が当たつて、昭和十九年（一九四四）七月十三日に結成された。
- この組合の事業目的は、次の五項である。
- 一 毛筆に関する統制指導
 - 二 毛筆に関する仕入販売
 - 三 毛筆に関する調査研究
 - 四 毛筆の検査
 - 五 事業資金寄託引受
- この組合の事業目的はどのようにであろうとも、戦時下の経済統制色を強めた運営がなされていた。すなわち、組合としては資材、需要、検査の三部を設けていたが、人手不足、資材不足のために、統制面の運営のみ強まり、組合員の要望に対しても応じえないようであつた。しかし、検査事業の一つとして、毛筆に、政府公認の価格品であることを示したいわゆる△制度の上に果した当組合の役割は大であつた。

熊野商工業協同組合 広島県毛筆統制組合は、昭和二十一年度まで、形式的には存在している。昭和二十年（一九四五）八月十五日の日本國の敗戦は、社會經濟組織のうえに壊滅的打撃を与えたため、組合組織も機能しないままであったのである。

昭和二十二年（一九四七）一月十二日には、「毛筆輸出組合」が結成されている。これは、書道用毛筆ではなくて、毛画筆の輸出計画、輸出を目的として設立されたものである。

ところが、昭和二十二年には、学校制度が改められ、それに伴つて小学校における書道教育も行われなくなつた。毛筆産業にとって大打撃であるこの事態に対処するため、新たに新組合を設立する必要性が痛感された。

かくして、「毛筆輸出組合」をも合併する形で、昭和二十二年四月十一日、城本穰一を理事長として、熊野商工業協同組合が発足した。組合員二〇六人、出資の一円金額五〇円、出資口数九六四口であつた。出資一口の金額は、当時のインフレ状況もあって、昭和二十四年（一九四九）には一〇〇〇円に改定されている。その結果であろうか、出資口数は五一四口に減少している。

この会の事業目的は、次の四点とされている。

- 一 仕入販売協同施設の設立
- 二 取扱品の検査
- 三 毛筆事業の指導研究調査
- 四 事業資金の貸付、貯金の受入

この会は、戦後直ちに結成されたものであつたため、世間一般の民主化傾向に沿つて、民主的運営への熱意が

認められたという。中でも、事業経営の合理化、良心的生産の実施、品質の向上等が目ざされた。その対策として、一つには小学校における書道教育の復活のために、町当局、熊野町商工会とともに町民を挙げて努力する中核体となつて、その実現のための運動をした。また、戦後の毛筆業の発展のためには、画筆・刷毛の生産も必要であるとして、刷毛部を設置して、その発展に尽力した。

画筆・刷毛のためには、次のような事業を行なつてゐる。輸出計画の作成、輸出申請、製品の選定並びに品質の改良、価格の審査、原料の斡旋、製品の集荷等である。協同組合としての協同扶助の事業は、大きく発展したわけである。

熊野毛筆事業協同組合 熊野商工業協同組合は、商工業者を広く擁する組織とはいゝ、実質的には、毛筆事業者の組織というべきものであつた。そこで、新たに熊野毛筆事業協同組合が結成されることになった。昭和二十五年（一九五〇）城本穰一を理事長にして、組合員五五人、出資の一囗金額一〇〇〇円、出資口数四八五口をもつて発足した。

この会の事業目的は、次のとおりである。

- 一 共同販売、購入加工
- 二 団体協約の締結
- 三 毛筆經營技術の向上
- 四 組合員の福利厚生
- 五 組合員に対する事業資金の貸付、組合員のための借入
- 六 金融機関等に対する債務の保証、金融機関の委任を受けてする組合員に対する債務の取立

この事業目的と、現在の熊野筆事業協同組合の事業目的との間には大きな隔たりはない。毛筆事業の抱えてい る諸問題は、現在においてもほとんど変化していないといつてよいであろう。

義務教育における毛筆習字の一部が復活したのは、昭和二十六年（一九五二）四月からである。小学校指導要領によれば、「四年生以上で指導してもよい。」とされた。さらに、昭和三十三年（一九五八）の小学校指導要領においては、毛筆習字を「第三学年からすべての児童に履修させる」と改められた。このような事情に合わせて、熊野町の毛筆生産量も増加している。たとえば、昭和二十九年（一九五四）には、毛筆生産高は全国比七〇%，画筆のそれは六〇%に達したという。また、『山陽新聞』の記事（昭和三十三年一月十六日付け）によれば、昭和三十三年には毛筆生産高は全国比約九〇%，年間一〇億円であると報じている。

この間、教育界でも、熊野毛筆事業協同組合の後援をえて、習字教育研究会を開いている。主として戦前に行われた全国書画展覽会とは、いささか異なる教育界独自の行事であった点注目されてよい事業である。次節「熊野筆の啓発活動」参照 昭和二十六年（一九五一）五月三十一日には、小学校指導要領の改定に合わせて、第一回全国習字教育研究発表会が、熊野第一小学校において開催されている。この発表会は、毛筆習字の必要性・有効性を広く教育界に訴えるものとなつた。また、同年七月には、熊野中学校において、第一回県下七夕競書会が開催されている。

広島県書画筆事業協同組合

組合を結成するほうが、協同組合事業をより発展させることになり、ひいてはそれが組合員の生活に役立つことにもなるという考えが生まれた。また同時に、川尻町の毛筆業者から熊野毛筆事業協同組合との取引に当たつて、組合員資格がないのは不便であるとの声も出していた。これらの諸問題を解決するため、広島県書画筆事業協同組合として、昭和三十九年（一九六四）五月一日に城本勝司を理事長にして新発足

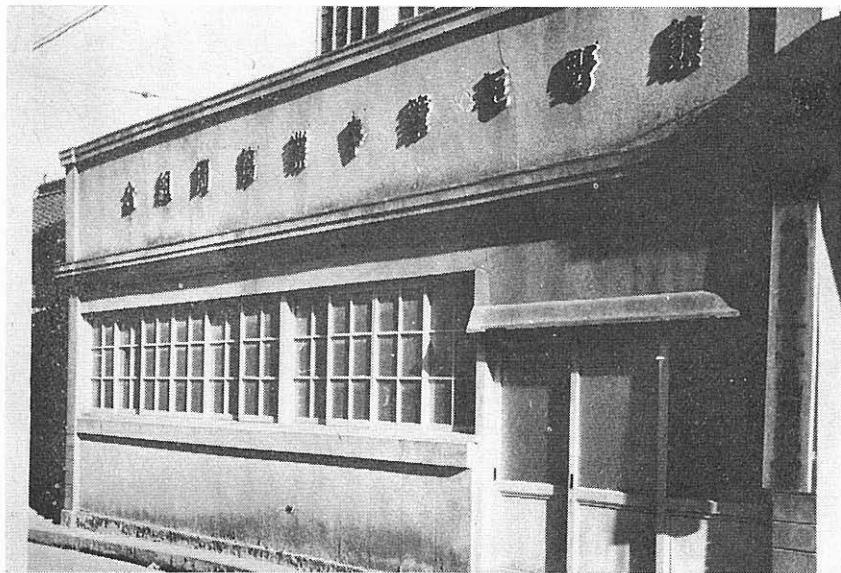


図7-4-10(1) 旧熊野毛筆事業協同組合



図7-4-10(2) 筆会館

することとなつた。このような当組合の成立事情にも見られるように、組合員を広島県域から募ることになった点のみが、熊野毛筆事業協同組合と異なるのみであった。実質的には、熊野毛筆事業協同組合と変化はなかつたといつてよい。

広島県書画筆事業協同組合の発足時における出資口数は一七三六口、出資の一口金額一〇〇〇円、組

合員数八九人であった。また、その事業目的も、熊野毛筆事業協同組合と同一のものであった。

熊野筆事業協同組合 筆ペンの発売、中国筆の輸入等によつて、各毛筆産地の競争は激しくなつた。と同時に、昭和五十年（一九七五）三月には、通産省広島通産局の調べによつて、熊野筆が「モデル産地報告書」に記載され、さらにその報告に基づいて、同年五月十三日には伝統的工芸品として指定された。このような状況に応じて、熊野独自の協同組合を結成すべきであるとして、昭和五十一年（一九七六）二月一日には、高木琢史を理事長として熊野筆事業協同組合が発足した。

ところで、広島県書画筆事業協同組合が発足しても、熊野毛筆事業協同組合と実質的に何ら変わりはないなかつた。そのため、昭和四十九年（一九七四）十二月七日には、臨時総会を開催し、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく振興計画の策定及び推進について実行すべきであるとの決議をしている。伝統工芸品の指定を受けたための申請書類は、そのため、熊野毛筆事業協同組合の名称を用いることができたということは、熊野町の毛筆業にとっては、誠に幸いであったといわざるを得ない。

発足時の昭和五十一年（一九七六）には、組合員数一二〇名、出資口数一七四口、出資の一口金額五〇〇〇円であった。ところが、昭和五十三年（一九七八）には、一口金額は同じく五〇〇〇円であるが、出資口数を一万三六五口に増やしている。これは、筆会館建築のための増資であった。なお、昭和六十二年（一九八七）三月末現在の組合員は、一三一人である。また、川尻町の毛筆業者に対しては、準組合員の取扱いをすることによつて、実際上の取引が行われるような配慮をもしている。

熊野筆事業協同組合の事業目的は、次のとおりである。

一 原材料の共同購入等共同事業の実施

二 後継者の確保、作業環境の改善

三 技術水準の向上、品質の改善

四 組合員の事業資金の貸付及借入

五 書画筆事業の振興計画の作成とその推進

これらの事業目標は、熊野毛筆事業組合の事業目的とほとんど変化していない。しかし、新たに後継者の確保育成ということに目が向けられていることは、時代の趨勢といわざるをえない。都市型勤労者の増加とともに筆造り職人への志望者が乏しくなっているからである。

事業内容としては、次のようなことを行っている。まず、伝統工芸品に指定されたことによつて、国県および町当局の助成金をえて、後継者の育成事業をおこなつたこと、また、筆司自身の技術の研究改良の研究会も開催されるようになつたことが挙げられる。次に、共同購入事業としては、昭和五十四年（一九七九）以降、中国交易会と原毛の直接輸入がなされるようになつた。さらに、組合に設置されている審査機関において合格した製品に對して、伝統工芸品の統一マークを交付し、貼付させることにした。これは、消費者の利益保護とともに品質の維持向上のために、大変有益であるといわざるをえない。そのほか、筆祭りの実施等による啓発事業や筆祭り事業の一環として毛筆功労者、技術優秀者の表彰を行なつてゐる。

中で最も注目されるのは、昭和五十三年四月に竣工した筆会館の建設である。同館二階には、毛筆展示場が用意され、世人の毛筆に対する啓発事業の役を果たしている。これを見ならつて、豊田郡川尻町でも野呂山頂に筆づくり資料館を昭和六十年（一九八五）三月に完成させている。筆会館の充実発展には、さらに熱意をもつべき時期に入ったかと思われる。

熊野筆事業協同組合に、なお未参加の業者も約二〇%弱存するといわれる。これらの業者は、次のような反対論をもつてゐるという。原毛の共同購入に実効がなく、原毛商からの購入のほうが便宜が与えられる、また原毛購入の利益によつてしか組合の維持運営経費が出せないではないか、あるいは、組合の会議はお互いの經營方針を探る機会になりやすい、すなわち、業者は地場産業である前に競合関係にあるものだというのである。このような反対論、批判論があることは、現在もなお、熊野町に真の協同組合を必要としていないと言えなくもない。

熊野産という製品名(ブランド)を生かし、熊野筆にとって独自の顧客を開拓することは、熊野在の業者にとっての共通の利益でもある。伝統工芸品としての毛筆产地には、他にも奈良県奈良市、大和郡山市、豊橋市がある。これらと対抗していくためには、熊野という共通の生活共同体の中に生きているものであるという自覚も必要になつてこよう。これらの諸問題を超越し、前進して行くためには、熊野筆事業組合の啓発事業の実行とともに、より一層の解放された民主的運営が、不斷に行われていく必要もあるわけである。

四 熊野筆の啓発活動

1 書画展覽会の開催

全国書き方展覽会のはじまり 昭和六年(一九三一)十二月五、六、七の三日間をかけて第一回全国書き方展覽会が開かれた。会場は、この会の主催者である熊野第一尋常高等小学校である。対象は小学校だけでなく中学校やほかの学校および一般も含めたものだった。参加範囲は二府三二県、北は

北海道、樺太、遠くは朝鮮、台灣、青島を含み、参加作品数は六〇〇〇点余にものぼった。審査には次のように県下の書家があつた。

広島師範学校教諭 鎌田 蘭舟

三原女子師範学校教諭 大窪 桂石

中国書道会長 小川 早苗

広島高等女学校教諭 林原 文子

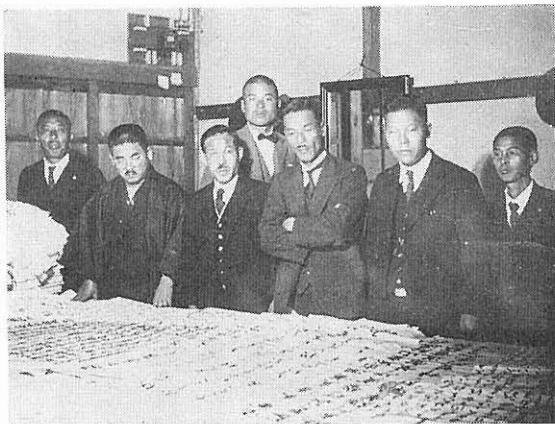


図7—4—11 第3回全国書道展覧会審査風景（昭和8年）

熊野が当時既に全国的な筆の产地であったにせよ、なぜこのころ、小学校を主催者としてこのような大会を開くことができたのであらうか。第一に、この時期は筆の生産が昭和六年には六四〇〇万本（筆組合調べ、戦前の最高は十一年の七〇〇〇万本）と伸びていたため、書を通じて一層の発展を期待していたのである。

次に大正十五年十二月に発足した筆産業と関係の深い熊野商工会があげられる。第一回展覧会の経費八二円一九銭のうち、五〇円はここからの寄附でまかなわれた。商工業の発達を図るこの会は、熊野の筆を全国に印象づけるねらいをもつていたと考えられる。しかし、何といっても昭和三年にこの小学校に着任し、第一回を差配した大下新次郎校長の存在をあげねばならない。この校長の時代には教員の実技練習が昼食時や放課後隨

時実施されており、書道の研究授業や研究発表が行われていた。また、児童の作品展示や校内展覧会もたびたび開かれていたし、自由参加による書方部もあり、大下校長の熱意がうかがわれる。

しかも、この展覧会には前史があった。二年先立つ昭和四年、書方教育振興の必要性を感じ、全国の小学校児童の作品を募集して一二〇〇点の応募作品を集めた実績を持っていたのである。これらの作品は十二月十八日、全国小学校書き方展覧会として教室や廊下に展示された。同じ会は翌年も開かれているのである。案内状の発送、送られてくる作品の処理、展示、賞状の作成、賞品の発送などは、教職員また児童の協力によつて行われ、この経験が次の会で生かされたのである。

全国書道展覧会の発展

昭和七年（一九三二）四月、校長は大下新次郎から矢吹基幹に移り、会の名称も第二回から全国書道展覧会とかわった。どの年も十二月の初旬に三日間の日程で、小学校を会場にして行われた（十二年の第七回だけは十一月十九、二十、二十一日）。

会の内容を、昭和八年の第三回でみることにする。後援には熊野町、熊野商工会、昭和七年にできた熊野書道研究会、広島県教育会、安芸郡教育会、中国書道会、広島書道研究会、岡崎中央書道協会、東京学書会、中国新聞社が名を連ねていた。出品料は一般が二〇銭、中等学生部が一〇銭、小学校の部は無料である。課題は次の通りであった。

- | | | |
|-----------|----------|--------------------------------------|
| 尋一 ハタヒノマル | 四 日本帝国萬歳 | 高一 (男) 非常時局國難打開 |
| 二 日本はつよい | 五 宮城東方遙拜 | 二(女) 皇國興廢在此一戰 |
| 三 萬古仰天皇 | 六 建國精神發揮 | 高一 君が代は千代に八千代にさざれ石の 二 嶽となりて苔のむすまで |

昭和八年は国際連盟脱退の年であり、華北では関東軍の侵略がくり返されていた時期である。国民精神の発揚を促すこれらの課題の傾向はその後も続いていった。

審査員も第一回と同じであるが、他に芸南書道会長和泉峰雪が加わっている。参加状況は「全国各県よりの出品点数約九千余点の多数に達し、北は樺太（一）、北海道（七）、南は台湾（二）、朝鮮（八）に至るまで各府よ

表7-4-5

| | 推 薦 | 一 等 | 二 等 | 三 等 | 褒 状 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般の部 | 一 | 二 | 五 | 九 | 三〇 |
| 中等学生の部 | 一 | 四 | 七 | 一〇 | 一〇〇 |
| 小学生の部 | 一〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇〇 | 三〇〇 |

%の増加となっている。入賞者数は次のとおりである。

また、九年の第四回では中国地方図画優秀作品展が同時に開催された。十年の第五回は一万四二〇〇点余の応募があり、樺太、北海道、朝鮮、台湾、満州国からの出品もあった。そのうち、小学校の応募校数の多い県を順にあげると次のとおりである。

広島 一八七校 愛知 一五 岡山 一三 熊本 一二 兵庫 一二 島根 一二 埼玉 一一
千葉 一〇 鳥取 一〇

審査員には広島高等師範学校の石橋犀水が、加わった。そして十一年の第六回には広島県視学の大石静信がいた。さらに十二年、十三年と続き、十三年には一万三六〇〇点の応募があった。

一方、この頃、熊野以外でもさまざまな書展が開かれていた。なかでも昭和十四年には財團法人日本力行会によつて「日本民族小学生作品展覽会」が計画された。五月に出された趣意書によると〆切は内地外地が十月、満州支那は十一月末日であった。対象は尋常五、六年、高等一、二学年で一校一枚、ほかに図画一校一枚、綴方

一校一文に限られていた。審査員は東京高等師範学校の教官などであった。書き方では水島修三であった。そのうちの優秀作品を集め、『皇紀二千六百年記念日本民族小学生作品集』として出版された。内地では「特選」に広島鼓浦校五年の谷本淨の「一系の大君」が入選した。

これを意識してか、十五年は、皇紀二六〇〇年奉祝記念全国書道展覧会と銘打ち、合わせて第十回と、新校舎落成をも記念して大々的に行われた。経費も一〇〇〇円に達し、内訳は審査員料二〇〇円、印刷費二九六円、賞品費一〇〇円、郵税五〇円、新聞廣告八〇円、宣伝費一二〇円などであった。収入としては五九〇円を寄付金にたより、二五〇円を熊野町から、六二円を書道講習会より受けた。審査員もこの年は東京から高等師範学校講師田代秋鶴、女子師範学校講師尾上柴舟、美術学校の講師に加わっていた石橋犀水、大阪陸軍幼年学校に移つていた大窪桂石、そして地元からは広島師範の鎌田蘭舟、県立商業の竹沢江東、二葉書道会の和泉峰雪とそろそろたるものであった。課題は、二千六百年（三年）櫛原神宮（四年）八咫烏金の鵄（五年）肇國の大理想（六年）大東亜共栄圏確立（高一）大政翼賛会公益優先（高二）と、この時代の特色のにじみ出るものであった。その結果、応募総数は一万七五〇〇余点と、それ迄で最高であり、前年の三倍近くもの作品を集めた。また、出品条件の違いがあるとはいえ、力行会のそれが約五〇〇〇であったので、これまた三倍以上といえる。作品は展示後、傷病将士の慰問品として陸海軍病院へ寄贈された。

戦前の書画展覧会の終末

昭和十六年（一九四一）三月「国民学校令」が公布され、熊野第一小学校は熊野第一国民学校となつた。この年も第十一回の展覧会が例年のように行われた。審査員は尾上柴舟にかわって井上政雄（桂園）が加わり、すべて広島にゆかりの人々となつた。課題は、国民学校（四）皇國の道修練（五）国民練成道場（六）八紘一宇肇國精神（高一）臣道実践皇運扶翼（高二）と、国民学校色のあるものであつた。

昭和十七年十二月予定の第一二回は行事の都合で十八年二月二十一日、二十二日に行われた。会期も二日間になり、案内状も粗末な紙のプリントであった。課題は二月に関連した「梅の節句」(三)「神武天皇」(四)「八咫烏金の鶴」(五)「権原宮御即位」(六)「紀元節建国祭」(高一)「肇國理想顯現」(高二)になった。作品の一部が陸軍病院江波臨時分院に送られ、そこから校長あてに礼状が届いている。

昭和十九年も二月十九、二十の二日間で行われた。戦争もたけなわ、緊迫の色も濃くなり、かつてほどの応募作品はなかつたと考えられる。そして二十年にはついに中止となつたのである。

戦後の全国書画展覧会

戦後の書道展覧会は、昭和二十一年九月二十二、二十三日に熊野第一国民学校を会場として行われた。第一四回であるが、主催は学校から熊野町商工会にかわり、中国新聞社が後援していた。この年は洋裁展覧会も併催された。

二十二年は学制改革があり、熊野第一国民学校が熊野第一小学校と改称された年である。この年の十一月三、四日に第一五回が行われた。対象は大学・高校の部と中・小学校の部の二つにかわった。そして画の部も加わり、昭和三十九年(一九六四)以降は、名称も全国学生書画展覧会となつた。後援は熊野町と熊野中学校、熊野第一小、第二小であった。

昭和二十四年、二十五年は九月二十二、二十三日の筆祭りにあわせて行われた。

審査員は

書道の部

広島高等師範学校教授 井上桂園(二十五年は広島大)
広島師範学校教諭 竹沢江東()
広島女子高等師範学校 高松鶴台
付属中・高校教諭

図画の部

広島高等師範学校教授
広島女子高等師範学校附属中・高校教諭
廣島舟入小学校長

松原郁二（二十五年は広島大）
荒瀬翠喜
坂江重雄（二十五年は市視学）

の方々であった。

2 学校教育と筆



図7-4-12 公民館における書道教室

全国習字教育研究会の開催

昭和二十六年（一九五一）、熊野第

一小学校において、第一回全国習字教育研究発表会が開催されている。この研究発表会は、全国的に見ても、書道教育のみを対象としたものである点において、ひじょうに特異なものである。地場産業と教育とが互いに緊密な関係を保っている点は、注目すべきであろう。そのうえ、第一回以来、昭和三十三年（一九五八）の第八回まで、毎年開催されていたのは大変よいことであったが、昭和三十四年に中止され、昭和三十五年からは校内研究発表会に変わったのは、残念なことである。そのほか、町内にある小学校、中学校、高等学校における書道



図7-4-14 熊野筆のいろいろ
(郷土館)

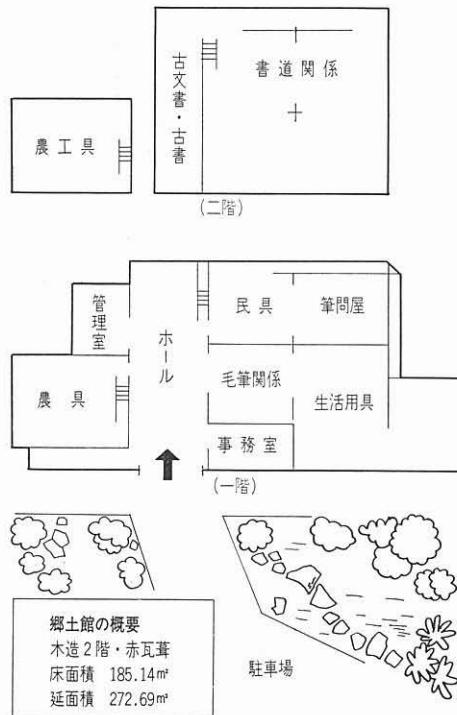


図7-4-13 郷土館展示場図

(書写)教育の一貫した振興発展を図るために、教職員を中心とした研究協議会が結成されている。この会では、小学校、中学校、高等学校の合同書道展、実技講習会、中国四川省との作品交換などを実施している。

熊野高等学校芸術コース

最も注目すべきこ

ある。昭和五十九年度(一九八四)から芸術コースを設置し、書道、美術教育に力を入れている。中でも、町内の書道愛好の気風に応じて、書道教育熱心であることはいうまでもない。

社会教育と筆 社会教育の一環として、公民館、町民会館などで、書道教室が開かれている。書道教室は、毛筆生産者の品質向上のために役だつとともに、住民の生涯教育のためにも有益である。

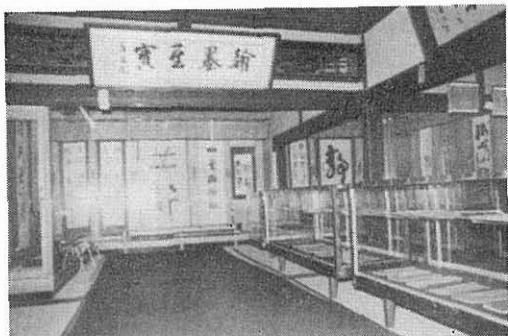


図7-4-15 書家の作品展示（郷土館）

熊野町郷土館 熊野町には、馬上酒醸場と尺田酒醸場の二つの酒醸場があつた。その一つ尺田酒醸場を昭和五十三年（一九七五）五月二十三日に町当局が購入し、改築整備した後、昭和五十三年（一九七八）五月に、熊野町郷土館として開館した。郷土館は、他地域に見られるような農具、民具、生活用具等をも展示している。しかし、その最も大きな部分を筆関係の展示室に用いている。図7-4-13に示す昭和六十年の展示場案内図を見れば、その概要がわかるであろう。

毛筆関係の展示としては、熊野筆のいろいろ（羊毛筆、合毛筆、馬毛筆、わら筆等）、毛筆原料（各種毛筆の主原料）、製筆用具、画筆、化粧筆、昔の筆問屋の店の再現、筆商人の用いた行商道具等を展示する。

書道関係のものとしては、古くから現代までの書作家の作品を展示する。毛筆問屋は、著名書家との交流が多かった。そのため、著名な書家の書が数多く寄託されている。書道用品としては、硯、墨、印材、筆の名品が展示されている。そのほか江戸時代から現代に至るまでの書道手本を収め、展示している。これらの展示は、広範な書道博物館的色彩をもっている。

熊野筆会館

八）四月に落成し、事務室、会議室等のほかに、毛筆展示場を二階部分全体に使用している。ここには、毛筆の原材料からはじめて、製造工程、製筆用具の具体的な実際がわかるように、解説を加えて展示している。また、伝統工芸士の作品、特異な筆軸等、詳細な展示場となつている。

筆塚は、昭和四十九年（一九七四）の、筆祭りに合わせて除幕された。「筆塚」という揮毫は、内閣総理大臣で
第四節 熊野筆の特色とこれから

3 筆塚と筆供養

そのほか、町民会館にも書の展示、日本一大筆等の展示もなされている。町民の社会教育のみならず、近隣の市町村への筆に関する啓蒙啓發の中心となっているのである。

以上のような諸活動が、前項の全国書画展覽会の活動などとともに、熊野町の町ぐるみでなされているものである。筆の町という、地場産業へ目を向けた教育への取り組みは、他に類例を見ないものであると評価してよからう。

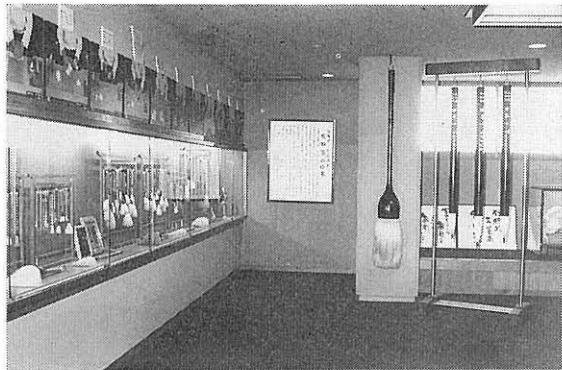


図7-4-16 筆会館毛筆展示室



穂の直径 50cm 穂の重量 50kg
穂の長さ 1.1m 軸の重量 70kg
軸の長さ 2.4m 筆の重量 120kg
筆の全長 3.5m
図7-4-17 日本一大筆（町民会館）



図7-4-18 筆塚（中溝区）

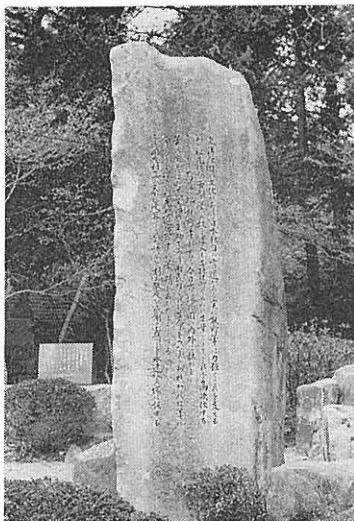


図7-4-19 筆塚趣意碑（中溝区）

わられる例が多い。筆造りの実際を見聞したことのない、熊野町以外の人々にとつては、この実演は最も興味をもたれている催物のようである。

あつた故池田勇人の筆である。その際、広島県書画筆事業協同組合（現在の熊野筆事業協同組合の前身である機関）や毛筆業者が中心となって、熊野町などの協力をえたうえで、榎山神社の境内に建立している。

筆祭りは、まず、筆塚に対して、榎山神社の宮司による筆供養の神事が行われてから、開始される。続いて、毛筆製造業者および永年勤続者の表彰会が行われる。また筆塚の傍にしつらえてある筆焼きがまの火に、使用ずみの筆を投じ、筆供養がなされる。筆供養は、筆が動物の毛を利用して作ったものであるため、それらの諸動物を供養するとともに、多くの人々に供されて使い果たされた筆に対する感謝の気持をこめて行われるものである。

筆塚の前では、町内における伝統工芸士などの優秀な毛筆製造技術を保持している人によって、毛筆製造実演が行われる。実演は、三〇分間程度、一日二回行



図7-4-20 小野道風奉贊之碑（中溝区）

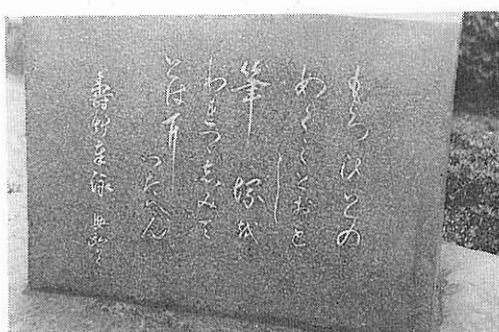


図7-4-21 寿草奉詠之碑（中溝区）

以上のように、筆塚は、毛筆事業の発展を祈念するための象徴となつてゐるとともに、筆祭り行事の中で、中心的位置にあるものとなつてゐる。

なお、この筆塚の周りには、書家として古来著名である、「小野道風奉贊之碑」があり、「一篇詩」と題する漢詩を刻している。また、「寿草奉詠」と記した歌碑もある。これには、和歌一首を刻している。ちなみに、その和歌を紹介すれば、次のとおりである。

もうひとつのめぐみとおどし筆塚を
△たふとしノ誤記▽

われつゝしみてとはにつたへん

この和歌に詠じられているように、筆塚を人々は永くいつくしみつつあるわけである。

4 筆 祭

筆祭の行事は、熊野商工会設立十周年に当たって、昭和十年（一九三五）九月二十四日、第一回が開催された。筆祭りは、日本三筆の一人とされ、また自ら筆を造られたという嵯峨天皇をしのび、あわせて熊野町製筆の元祖とされる井上治平、音丸常太の二氏の功勞を感謝する意をこめて行われることになった。また、同時に、毛筆業者たちの毛筆製造に対する精神を、氏神の前で祈念する気持も込められている。第一回以後、現在まで、毎年彼岸の中日に行われている。



図 7-4-22 筆祭りチラシの一例

筆祭には、町の東西から二艘の彼岸船が子どもたちによって引かれ、町内を練り歩く。また、柳山神社前の一萬本の筆通りを通り抜けると、境内では祭典が行われる。神社下の筆塚では筆供養もある。毛筆製造の実演、即売会、大書会、筆供養など多彩な行事が行われる。そのほか、学校では競書大会も行われる。このため、町内のみならず、安芸地方から多数の観光客が来熊している。

筆祭り行事は、今後さらに継続発展させられ

| 筆 祭 り 御 案 内 | | | |
|--------------------------|---------------------------|-----------------------|--|
| 日 時 | 9月23日(水)「秋分の日」 | | |
| 会 場 | 安芸郡熊野町中溝 榎山神社 熊野中学校 | | |
| 筆 祭 り 祭 典 | 9:00 | 榎山神社 | |
| 筆 供 養 | 10:00 | 榎山神社境内筆塚 | |
| 競 書 大 会 (一部) | 8:30 | 熊野中学校 | |
| | (二部) 10:30 | " | |
| 筆まつり野球大会 | 8:00 | 熊野中学校グランド | |
| 彼 岸 船……東コース | 新宮出発 8:30 | 初神～城之堀～萩原～中溝～榎山 神社 | |
| 西コース | 第3小学校出発 8:30 | 団地～川角～出来庭～呉地 ～榎山神社 | |
| 熊野町音楽同好会 コンサート | 12:15 | 榎山神社境内 | |
| 筆 お ど り | 13:00 | " | |
| 芸 能 発 表 | 13:30 | " | |
| チャリティバザール | 13:50 | " | |
| 筆 製 造 実 演 | 10:00 | | |
| 筆 の 市 | ～16:00 | 筆塚前 | |
| 売店・ふるさと電話 コーナー | 10:00～16:00 | 榎山神社境内 | |
| 1万本筆通り | 10:00～16:00 | " 参道 | |
| 錦鯉品評会 | 10:00～16:00 | 町営プール | |
| 使用済の「筆」を持参して下さい。筆供養をします。 | | | |
| 送 付 先 | 広島県安芸郡熊野町3662-2 | | |
| 主 催 | 熊野町商工会・商工会青年部 | | |

図7-4-23 筆祭り町内案内用チラシの一例

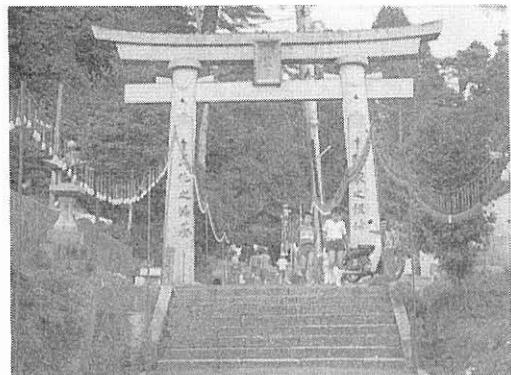


図7-4-24 1万本の筆通り（その1）



図7-4-25 一万本の筆通り（その2）

なくてはなるまい。また、さらに広範囲に宣伝される必要もあるうかと思われる。

ところで、筆祭り当日の筆踊りは、中でも人の目を引いている。昭和十年（一九三五）に、野口雨情によつて作詩され、藤井清水によって作曲された「筆まり」の曲に合わせて、馬場山中博によるものである。なおこのレコードが出されるに当たっては、熊野町青年連合会が主体となつて企画し、熊野町、熊野町教育委員会、熊野町商工会、熊野筆事業協同組合、熊野町金融懇談会が協賛して、初めて完

成したものである。

豊寿鶴の振付による婦人会員の筆踊りが行われる。その歌詞、楽譜、振付は、後に示すとおりである。なお、現在販売されているレコードは、昭和五十四年（一九七九）十一月に、東芝EMI株式会社によつて製造されたものである。唄は(A)浜田喜一・(B)巻口成子、演奏は東芝レコード・オーケストラ、はやしは浜田社中、編曲は山中博によるものである。なおこのレコードが出されるに当たっては、熊野町青年連合会が主体となつて企画し、熊野町、熊野町教育委員会、熊野町商工会、熊野筆事業協同組合、熊野町金融懇談会が協賛して、初めて完

※一、筆の都よ サツコリヤサ
姉も妹も筆造る ソリヤ
姉も妹も ハ、ヤントナ

熊野の町は（ハ、エイサカセ）

一、秋の雨さへ サツコリヤサ
光教坊の銀杏は（ハ、エイサカセ）

作詞：野口雨情
作曲：藤井清水

※一、九十九段の サツコリヤサ
石段のぼりや（ハ、エイサカセ）
上にや大杉八幡宮 ソリヤ
上にや大杉 ハ、ヤントナ

図7—4—30
筆まつり



図7—4—26 筆供養



図7—4—27 筆祭りにおける大書

第七章 熊野の筆

黄金交りの色に降る ソリヤ
黄金交りの ハ、ヤントナ

色に降る。

※一、筆は七十 サッコリヤサ

三度も変る (ハ、エイサカセ)
咲いた紫陽花 ただ七度 ソリヤ
咲いた紫陽花 ハ、ヤントナ
ただ七度。

※一、熊野筆屋の サッコリヤサ

筆司の唄は (ハ、エイサカセ)
山の木萱も聞きやなびく ソリヤ
山の木萱も ハ、ヤントナ

聞きやなびく。

一、誰を待つやら サッコリヤサ

大年さまあたり (ハ、エイサカセ)
秋の夜長を虫が啼く ソリヤ
秋の夜長を ハ、ヤントナ
虫が啼く。

※一、毛もみや樂でも サッコリヤサ

恰好づけや出来ぬ (ハ、エンサカセ)

筆司ア見たよな樂じやない ソリヤ
筆司ア見たよな ハ、ヤントナ

樂じやない。

一、砂橋下 サッコリヤサ

流れる水は (ハ、エイサカセ)
末にや二河の滝となる ソリヤ
末にや二河の ハ、ヤントナ
滝となる。

※一、人に隠して サッコリヤサ

書くたよりさへ (ハ、エイサカセ)
筆の命毛にや隠されぬ ソリヤ
筆の命毛にや ハ、ヤントナ
隠されぬ。

一、登岐の城から サッコリヤサ

タベの月も (ハ、エイサカセ)
出でては夜明けにや山の端にソリヤ
出でては夜明けにや ハ、ヤントナ
山の端に。

一、熊野鶴ヶ釋 サッコリヤサ

一つの田から (ハ、エイサカセ)

水は分れて西東 ソリヤ

水は分れて ハ、ヤントナ

西東。

※一、忘れなさるな サッコリヤサ

堀の城山の (ハ、エイサカセ)

下は熊野の筆どころ ソリヤ

下は熊野の ハ、ヤントナ

筆どころ。

一、ゆるぎ観音 サッコリヤサ

ゆるがしやゆるる (ハ、エイサカセ)

根なし岩だが落ちはせぬ ソリヤ

根なし岩だが ハ、ヤントナ

落ちはせぬ。

※一、迷ちやならない サッコリヤサ

追分の松を (ハ、エイサカセ)

筆の熊野の目じるしに ソリヤ

筆の熊野の ハ、ヤントナ

目じるしに。

一、女神さまでも サッコリヤサ

大明神は (ハ、エイサカセ)

新宮氏子のまもり神 ソリヤ

新宮氏子の ハ、ヤントナ

まもり神。

一、緑色よい サッコリヤサ

西光寺の庭の (ハ、エイサカセ)

松に松風たえやせぬ ソリヤ

松に松風 ハ、ヤントナ

たえやせぬ。

一、夏の涼みは サッコリヤサ

お釧迦の森よ (ハ、エイサカセ)

清き流れに河鹿啼く ソリヤ

清き流れに ハ、ヤントナ

河鹿啼く。

(※印以外は唄われていない)



図7-4-29 レコード盤



図7-4-28 筆祭り唄のレコードジャケット

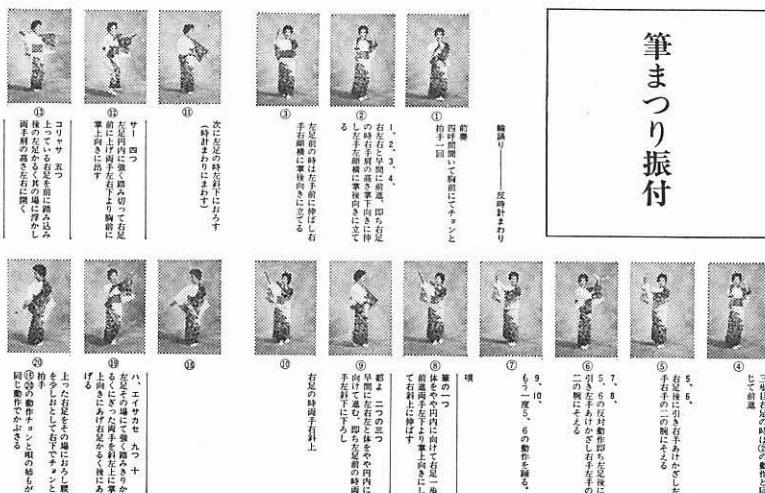


図7-4-30 筆祭り歌の振付

第四節 熊野筆の特色とこれから

作詞：野口雨情 作曲：藤井清水 編曲：山中 博

The image shows a musical score for 'Kumon' with lyrics in Japanese and English. The score consists of six staves of music with corresponding lyrics. The first staff starts with 'ふで一ののみやこんよ' (fude hito no minoya kon yo). The second staff continues with 'くじゅううくだらひらじゆう' (kujisuru ukuda ra hirajyuu). The third staff begins with 'くましんふだんのんもの' (kumashin fudan nonomo). The fourth staff has lyrics starting with 'ましまんのだんじのんもの' (mamimana nodanji nonomo). The fifth staff starts with 'ちははぼりやえーる' (chiwa ha bori ya e-ru). The sixth staff begins with '一のみやこんよ' (ichi no minoya kon yo). The score includes various dynamics like '3', 'all D.C.', and 'v'. The lyrics are written in both hiragana and kanji, with some English words like 'is' and 'are' appearing in parentheses.

図7-4-31 筆まつり楽譜



五 熊野筆の特色

一つの物について、その特色を述べようとすると、必ず二面からの考察を必要とする。すなわち、物そのものの特色について、まずは述べるべきであるということが挙げられる。次いで、その物の製作過程に見られる特色について述べるべきであるということになる。特に、製作される物が、質的なようあるいは経済的価値を有している場合には、その製作過程が重要な問題となる。筆という物に、そのような二面からの考察を加えることによつて、その特色を明らかにするものであることは、今までもないところである。

筆そのものとしての特色

熊野町で生産される筆が、特色をもつてゐるということは、どういうことを意味するであろうか。それは、熊野筆が、他の産地の筆に比べて、何らかの特異性を保持しているということになる。同一価格で販売される筆が、産地によって品質が極端に異なる場合、質的によくない生産地の筆は、売れなくなってしまう。それに対して、わずかでも安価であれば、それは多量に販売されることになる。薄利多売ということは、価格の安さと製品の質が一定のレベルを保つてゐるということに支えられる、販売行為なのである。昭和五十四年（一九七九）における書道用の熊野筆は、全国生産量の八〇%を占めている。^{〔第七章第三節二の。〕} そのうえ、平均生産単価は、川尻筆、豊橋筆、奈良筆に対して相当に低いことも注目される。^{〔第二四四頁べ一ジ〕} このことは、熊野筆が、同一の品質の他の生産地の筆に対して、低額であることを意味している。それ故に、その生産高が八〇%を占めているということになつてゐるのである。

もし、熊野筆が、品質以外のうえで、特異性をもち、その点で熊野筆の特色が挙げられるとするならば、熊野

筆は販路を閉ざされたであろう。それ故、熊野筆が、筆そのものとしての特色をもつとはいえないといえることになる。

低価格保持の原因

熊野筆が低価格を保持できたのは、何故であろうか。戦前において、特に毛筆製造過程において機械化されていなかった時代においても、低価格の生産に長じていた。羊毛その他の原料も、熊野町では生産されていない。にもかかわらず、低価格を保持できたのは、人的要因にあつたとしかいよいよがない。その要因を、以下にとりまとめてみると、次のようになるうか。

① 女性中心の毛筆製造職人

昭和十年、野口雨情に依頼して、筆造りの歌を作った。雨情は、来熊したうえで、作詞したようである。その詞の一節に、「姉も妹も筆作る、ソリヤ、姉も妹も、ハ、ヤントナ、筆作る」と歌う。この作詞に際して、いわゆる各生産者の「ショクバ（職工の仕事場）」を見たに違いないし、また町の毛筆業者から毛筆生産職人の多くが若い女性によつて支えられていたということをも教えられていたに違ない。そのうえで、この一節を読むと実に興味がある。すなわち、「父も兄も」筆造りに従事している姿が歌われていないということである。そのことは、786、787ページの図7-2-51、図7-2-52「熊野筆従業者雇用状況(1)(2)」を見てもわかるとおりである。明治以来、三五%前後が男性で、他は女性である。川尻町や広島市の場合と比べると、男子の比率は、半分以下である。熊野町では、女性が毛筆生産の主体なのである。豊橋市の場合を、筆者が同市の業者に問い合わせてみたところ、男子が中心であるという。第二次世界大戦後しばらくまで見られた、若者のいわゆる夜遊び（夜這い）においても、六畳程度の「ショクバ」に、若い男性たちが訪ね、談笑している光景がよく見られた。これは、女性が筆造りの中心であったことをよく示している。もし男性が中心であるなら、内職型の生産形態は成立しえなかつた

のではなかろうか。女性中心であることは、毛筆需要の乏しい時期に、彼女たちは潜在的失業者たりえた。景気の高暢期にはまた生産者へ直ちに戻ることを可能にしたのである。生産の縮小と拡大の安全弁として、女性の労働力は適応している。これは、女性の労働力が、大規模企業における下請業者の働きと同様の働きをしていたと考えられるのである。いいかえれば、女性労働力が経済変動に対する柔構造を形成していたといえるのである。

② 大量生産化

多くの女性が、目の前で相当額の収入をえているのを見ると、さらに新たに生産職人への参入を図る女性が生まれてくることになる。毛筆生産が拡大し、町ぐるみで行われるようになると、その傾向は、雪崩のように加速したと思われる。山村の一盆地であるだけに、町ぐるみという傾向は、急速に進行したであろう。

多くの人が生産職人になると、筆の大量生産が行われるようになる。それも、高級品ではなく、中級品以下の製品において、大量生産が行われるようになつてゐるのである。このことが、熊野筆の平均単価を豊橋筆、奈良筆に比べて二～三割近く低くしている原因とも考えられる。

熊野筆の安価、大量生産を評して、豊橋市や奈良市の業者たちは、「熊野筆は盆混ぜをするため高級品ができない」という。この批評は熊野町の生産工程を見ると、誤解であることはいうまでもない。熊野において盆混ぜが行われているのは、面相筆に限られている。大量生産で、適度な品質のものを生産している熊野筆に対して、他の産地の人々の誤解が生じたのも、当然といわなければなるまい。

③ 毛筆生産への親近性

毛筆生産は、家内工業の最たるものである。機械を多く用いるわけでもないし、複雑すぎるというほどの工程があるわけでもない。毛筆生産を、目の前で見、さらに聞き、時にはその工程の一部を試行してみるのに容易な

産業であるといえる。一町に、相当量の職工数が存在するようになるとともに、生産技術の伝授が、容易となることはいうまでもない。人々の毛筆生産への親しみと慣れは、熊野町の地理的条件と相まって、醸成されたといつてよかろう。

さらに、目の前で毛筆生産に従事している人物は、姉などの女性である。幼い者にも毛筆への親近性が生じるのはいうまでもない。女性のやさしさに毎日接する場面が毛筆生産の場であればあるほどに、技術習得は早いと考えられる。穂首を作る指先の感触も、このようにして早期に形成されたであろう。そのため、熊野町では、生産技術者が極度に不足するということも避けられたわけである。

④ 簡単な設備と道具

毛筆生産には、大規模な設備は不要である。毛揉みの段階で、炭を利用するための配慮さえすれば、どんな部屋でも生産できる。小机(台)と小物、さらに少々の空間、それも三畳くらいあれば可能である。農家において、それほどの空間と、台、小物等を用意することは、大きな出費にはならない。農家の副業として、誠に適合しているわけである。製品の低価格が維持できたのも、主たる生活費を形成する農業に対して、大きく影響しなかつたということがあつたからである。

⑤ 農作業と毛筆生産

家内工業であり、そのうえ分業化しているとはい、筆の主要部である穂首生産が一人の技術者によつて可能である筆造りは、副業として好都合なものであつた。農繁期には、一時筆造りを休み、農作業に従事し、農閑期に筆造りに精を出すことを可能にした。

電灯が普及した大正中期以降は、夜なべ仕事としての筆造りを、一層促進することになった。このことは、熊

野町の各農家の保有する田地が大規模でなく、畠地も僅かであること、さらに山林の生産量が極端に乏しいという地域の特性に誠に適合したものであった。大規模農家が多ければ、副業も発達しなかつたと思われる。

さらに、残毛が田圃に入れられると、それは金肥以上の肥料的効果をもつてゐる。残毛の捨て所は、肥料の節約をも可能にしてゐるのである。

農業を圧迫しないで、農業とともに成り立ち、相当額の収入を可能にする筆造りが、盆地の農業地域に発達していく基本的条件として、以上のような点が存したかと考えられる。

高価格品と熟練技術者

低価格品の生産が、熊野筆の全国的シェアを獲得するうえで、大きな力となつたことはいうまでもない。低価格品が、能野筆の生産額を向上させたのである。ところが、一方高価格品が生産されなかつたかというと、そうではない。そのことは、「佐々木為次先生碑」において為次が攝津有馬より毛筆製造技術を修得してきたこと、「熊野毛筆元祖頌徳之碑」において井上治平が広島市研屋町の浅野家御用筆吉田清蔵について製法を学んだこと、また音丸常太も攝津有馬から学んで帰郷していること、この三点を見てもわかるとおりである。他の毛筆产地では、現在でも男性中心に筆造りが行われている。男性中心であるということは、職業としての専業化につながっていく。日本社会では、久しく男性が家計のための収入を得る中心人物としての地位を与えられていたからである。そのため、衣食など、じゅうぶんに女性によつても可能であった職種でさえ、男性が参入し、専業化することによって、製品としての完成度を高めていったという歴史がある。筆造りにおいても、そのことは同一の史的変遷を経過してきたことは、熊野以外の生産地で男性中心の筆造りが行われていることを見れば、了察しうるところである。

熊野町において、筆造り法を伝達した人々が男性であつたこと、このことは高級品製作への方向を示唆してい

ることでもある。昭和五十年（一九七五）五月、熊野筆が「伝統的工芸品産業」に指定され、一七人の伝統工芸士が生まれた。その人々は、すべて男性であり、高度の生産技術を有していた。このことは、第二次世界大戦後においても、高価格品の生産が、熊野町で行われていたことを明らかに示している。前述のように、低価格品が、現在もなお大きな生産量を占めている中で、高価格品の生産が相当程度行われているという現実は注目しなければならない。かつて男性中心であった伝統工芸士の中に、最近では女性が認定されつつある。このことも、熊野筆の高級化傾向を看取させる事実であるといつてよからう。

第二次世界大戦前における各毛筆問屋には、女性職人とともに、「ジョーモノシ（上物師）」といわれる男性職人が存した。この上物師こそが伝統工芸士の前身であった。この人々は、高価格品の生産に従事するとともに、筆造り技術における師匠格の人々でもあった。これらの人々の努力によって、毛筆の品質の向上と、他産地の製品と比較してみると安価であるという熊野筆の特色がえられたという事実を忘れてはならないであろう。

いわゆる上物師と呼ばれた人々の、昭和初年前後ごろにおける毛筆問屋での地位は、ひじょうに高いものであった。各問屋では、問屋の主人に次ぐ地位を与えられ、問屋の主人と血縁等の関係はなくとも、主人の兄弟と同様に待遇されていた。これほどの待遇が与えられたのも、各問屋系列の職人育成ということと別ではなかつたと考えられる。いずれにしても、上物師の存在が第二次世界大戦までの、職人育成の原動力であった。

伝統工芸士の制度は、伝統工芸士の人々を各問屋制から解放させたという点で、有益であった。しかし、個人としての独立性を強めるとともに、熊野筆製作職人の育成に徐々に問題を生じせしめることになりつつある。同時に、製品の安価で良質という特性をも失わせることになりつつあることは、今後解決すべき問題として残

るであろう。

地理的条件と生産基盤

熊野町という山間の一寒村に、何故毛筆産業が形成され発展してきたのか、この問いは、以上の各項目についての分析を行ってみても、なお不明なところが多い。しかし、山間の閉鎖的な一地域である熊野町に、この産業が根づき始めた時期に、もう一度思いを回らしてみると、注目すべき一事がある。それは、農村ということ、副業を必要としたということ以上の問題である。幕末期に、農村であり副業を必要とした村々が熊野町以外でも全国各地に存在したことは、想像にかたくない。

熊野町は、広島市という政治の中心地から約二〇キロの近郊である。歩いて半日の行程である。一方、山間の盆地という地域的閉塞性も同時に存在する。このことは、熊野という集落それ自身にとって必要な情報は、日を経ずして流入しうることを意味している。他方、不必要的情報を排除しうるという地理的条件をもっているといふことでもある。また、山間の盆地という生活共同体を形成しやすい条件は、熊野という地域的同質性、求心性を保持しやすかったということをも忘れてはならないであろう。筆造りは、早急に普及し、同質的製品を保持するうえで、誠に好都合でさえあつた。これが熊野筆を特色づける一つの条件であつたのである。

筆の軽量、短小性と製品価格

筆は、軽量な製品である。一〇〇対の年生筆も、横一〇センチ、縦三〇センチ、深さ一五センチほどの箱に、じゅうぶん入れうる。そのため、販売のために、消費地に持参していくという点で、たいへん有利な産物であった。

各消費地に出向くにも、トランクに見本一式といささかの販売しうる製品をしまいこんでおくだけでじゅうぶんであった。あるいは、まとまつた注文を受けても、小包便で行商、販売に出向いている者の定宿に送付するとも容易であつたし、注文主に直接、そしてかなりの短期間のうちに送り届けることもできる製品であるという

特色をもつていた。明治期には、天秤棒に荷負つて行商に出かけたという。明治末期からは、トランクに製品を入れて行商したという。製品が軽量であるということ、さらにそれがかなりの金額のものであるということが、これらの販売方法を容易にした。また、熊野町という山間地の地理的条件が販売上の隘路とならなかつたのも、毛筆という製品の特色によつたのである。

軽くて、小さい製品、と同時に、それは相当に高額な製品もある。毛筆は、その点で、販売品として、明治以降において、誠に近代的な性格をもつ商品であった。そして、生産そのことが熊野という地理的条件とうまく適合する条件をも所有していた。熊野筆が薄利多売という方法で販売される製品であるという、全国に通じる特色をもちえたのも、以上のような理由にあつたと考えられる。

行商という販売方法、あるいは大都会に存する大問屋を通しての販売方法は、熊野筆のブランド性の喪失をも意味している。自社ブランドでの販売が行われないということも、熊野筆の生産単価の低さともなつてゐる。これも、しかしながら、熊野筆の一つの特色といつて間違いないであらう。今後の一つの課題がここに認められるわけである。

六 熊野筆の将来とその展望

筆記用具と教育課程

太平洋戦争後の筆に対する需要減、昭和二十二年（一九四七）の学制改革に伴う小学校における毛筆習字の廃止は、毛筆産業に多大の苦痛を与えた。ところが、昭和二十六年（一九五一）四月、再び小学校の教育課程において習字（書写）教育が始まられて以後、筆に対する需要の増加

は、熊野の毛筆生産業にたずさわる人々に、大きな経済的恩恵を与えてきたことは、これまでの記述に見られるところである。昭和二十六年以降の需要は、一言でいえば、筆に、小学校教育によつて生起された筆記用具としての性格が与えられた事情を強く反映している結果であるということができる。筆の将来を展望するとき、今後とも、果たしてこのような性格が持続できるであろうか。万年筆、鉛筆は、ボールペン、シャープペンシルに筆記用具としての地位を譲りつつある。さらに、今後は事務機器の発達によつて、ワードプロセッサー等の記録用機器が発達していくことはいうまでもないところである。筆の筆記、記録用具としての需給は、今後縮小するとも、増大はないであろうと予測される。

義務教育諸学校における習字の学習は、文字の筆順指導の方法として採用されている。筆順指導は毛筆によるという必然性が、いつまで保持されるものであるかといふことも、じゅうぶんに考えられなくてはならない。硬筆書道の声も高まつてきている。一方、小学生などの鉛筆保持の方法の未修得といふことも、大きな社会的関心を呼ぶようになってきている。毛筆よりも硬筆指導こそ緊急の課題であるとされる日の来ることも予想されないではない。

毛筆離れ傾向の強まり 義務教育諸学校における習字指導が行われている限り、毛筆の需要は、一定量は保証される。しかし、習字指導が太平洋戦争直後のように行われなくなる可能性は、常に存在しているということを、筆事業に参与している人々は、配慮しておかなくてはならない。

昭和六十二年（一九八七）三月一日付けの『朝日新聞』のコラム「今日の問題」における「楽しい学び」と題する一文には、現在における世間の毛筆離れの状況、なかでも青年層に認められるその傾向の強さが指摘されていいる。また、一方で、書道教室に主婦や若い婦人が通っている状況をも描いている。この二つの点が、熊野筆の将

来を展望するに当たっての重要な視点ではなかろうかと考える。そのため、いささか長いが、その記事の全文を引用してみることにする。

東京の私立女子高の先生に聞いた話だと、毎年、卒業期になると、学校に山のように残るもののが二つある。運動着のジャージーと、書道の道具セットだそうだ。

どちらも学校に置いておいて使うことになっているものを、卒業しても持つて帰らない子が多いわけである。物余り時代、使い捨て時代に育つ世代のことだから、いまさら驚くには当たらないかも知れない。

ただ、ジャージーのほうは別に着るものを見うが、書道の道具を新たに買いたいとのえる子は、あまりいないのではないか。すると、筆で字を書くという行為そのものと、縁を切ってしまうことを意味する。

女性から水茎の跡うるわしい手紙をもらう、などという機会は次第になくなつてゆくのだろう。自分の金くぎ流を棚に上げて、勝手にそんなふうに思ついたら、必ずしもそうは言えないと教えられた。

いま東京・銀座のギャラリーで、手紙・はがきばかりの書道展が開かれている。女流書家の国貞馨竹（けいちく）さんとお弟子さんたちが、実際にだれかにあてて出すつもりで書いた作品の、ちょっと変わった展展会である。

これが、なかなかにぎわいで、普通の書展とは違つたはなやかな女性の鑑賞者を集めている。国貞さんによると、最近、かな文字を習う女性が増えているそうで、主婦層ばかりではなく、勤め帰りに教室に寄つてけいこを楽しんでゆく感じのOLなど、若い人も少なくないという。

なるほど、出品作を見ても、何色かの紙を美しく組み合わせた「王朝継ぎ紙を使い、字のほかに俳画を添えたもの」とか、筆書きのクリスマスカードといった、遊び感覚のあふれたものが並んでいる。

確かに、こういう書道なら、楽しみとしてやれるだろう。三年ぐらいけいこすれば、人に出して恥ずかしくない字が書けると聞くと、あらためて高校に残される書道道具の山が惜しい気がてくる。

せつから三年間やらせるのだから、この学びの楽しさを、学校でも味わわせることができないものか。書道に限つたこ

とではないけれども。

この一文の結びに、高校における書道教育の問題点も指摘してある。このことが書道離れの一端となっているといえるかもしれない。しかし、問題がそのことだけにあるのを暗示している。すなわち、現代の書道離れ傾向がいかに強いかということを述べているのである。

一方、この一文は、女性の書道離れと、書道けいこ人口の増加傾向とについて述べているが、書道離れの傾向は、女性にのみ限られるものではない。共学高校の傾向を見ても、男女とも同一の傾向が認められる。ただ、男性の書道塾への増加傾向は、女性ほどには多くはないようである。見ると、書道離れ傾向は、男性のほうに一層強いといえるようである。

低価格毛筆の需要不振

注目すべき記事が、昭和五十六年（一九八一）二月十二日付けの『中国新聞』に載つてある。その記事によると、一業者の倒産したその原因の一つに「筆ペン」の出回りがあるとし、また一方で中国筆の増加をも指摘している。義務教育諸学校で使用される筆は、低価格のものが多いため。中国輸入の筆に対抗できるほどの生産工程等の機械化による生産コスト削減への努力も必要である。筆で書いた味わいが存すればよいとする筆ペンに対抗するためには、本物の感触をもつ「万年筆（あぜき）」というような、新製品開発への工夫も必要となる。このためには、穂先の構造のみならず、墨タンク、墨汁の粘度等、相当額の研究投資が必要となるかもしれない。

書道愛好家への配慮

毛筆離れという現象は、以上のように低価格品について急速に生じつた。一方、日本がえる。日本の人口における老年層の増加、またそれらの老人層の余暇活動の一つに、伝統書道のみならず前衛

書道も好まれつつある。これらの書道好みの人々には、高価格品とはいえないまでも、中価格品の需要が生じているということはいうまでもない。ところで、これらの伝統書道習得者層の形成は、かつての義務教育諸学校での習字学習に起因することを忘れてはならない。熊野筆の将来を中価格品以上の生産を目標とするにしても、幼少時からの習字教育への積極的なかかわりを、毛筆業界全体として持つべきであろう。

芸術書道愛好家は、数多くの書道会派の指導者たちによって、現在なお拡大されつつある。しかし、それは、すべて書道指導者にのみ任されていて、毛筆業界、製墨業界、和紙業界等、いわゆる文房四宝の業界の参与はない。各県の適当な場所に、書道会館があり、よい作品にふれ、またすぐれた書家の指導をうけ、さらに書道愛好家の増加を企てるという便宜があるとどうであろう。書道人口の増加を一層見込みうる。ピアノ販売は、ピアノ指導によつて拡大された。毛筆業界にもある程度の、書道指導への配慮がなされてしかるべきである。そのためには、業界の経営規模の問題として、ある程度の協業化も考えられるべきであろう。

新分野への開拓

毛筆製造の方法を画筆に、さらに化粧用品にと拡大してきた方向は、戦後の毛筆業における方向として正しかった。しかし、この方向は、賃金の安い発展途上国に、その生産を奪われる傾向もなくはない。そのためには、機械化とともに、自社ブランドによる高級品化の道をたどる必要がある。毛筆も、低価格品からの離脱によつて、自社ブランド販売の傾向が強まっている。この傾向と同一の方向をたどる必要がある。

さらに、毛あしらいの巧みさによる新分野への開拓も必要である。たとえば、高級アクリセサリーとして、帽子飾りやブローチ状のものを工夫する等のことである。このような試行錯誤が、業界の発展を支えることになる。

昭和五十七年（一九八二）十一月一日、『朝日新聞』に載った全面広告は注目するものであった。この企画が、熊野毛筆業者によつて起こされたものでないにし

ても、熊野筆の名を高からしめた。企画会社は、東京都中央区銀座にある「草土社 和筆特選頒布会」である。

その見出しが、大見出しとして「心を伝える日本の伝統工芸筆」とある。小見出しが、「選びぬいた書道用筆の大産地広島・豊橋の逸品」である。さらに、説明を読むと、「日本を代表するのが熊野筆（広島県）と豊橋筆（愛知県）」とある。この広告で注目されるのは、次の諸点である。

1 十二の販売品目録をあげ、そのうちの八種について用途を明示している。

初心者用筆

仮名筆 仮名用筆

楷書用筆 行書用筆 草書用筆

写経用筆

書簡用筆

この八種の区別は、筆の選定に当たつての初心者である書道愛好者への配慮が見られる。

2 十二のうち、次の四つは、書道の中級者用への配慮がある。

馳毛筆

白狸・純馳毛筆

純羊毫細光鋒筆（中鋒）

純羊毫細光鋒筆（長鋒）

これらの名称について、それぞれにどのような筆であるかの説明を加えている。

3 それぞれの製品に、毛の種類、軸の大きさと色合、骨の有無等の説明も加えている。

以上の広告から、毛筆に求められているものが何かと、いうことがわかる。すなわち、どのような筆を用いれば、自ら書きたい作品ができるかを明示してほしい、どのような製品かの説明がほしい、ということである。すなわち、毛筆の製品としての規格が、多くの人々に求められているということである。業界を通しての製品の規格化が製品価格をも安定させることになるのではないかと考えさせられる。

この広告のもつてている内容、すなわち毛筆の規格等が製造業者にとって、ごく一般的な知識であることはいうまでもない。しかし、それが世間一般に通用している知識でないことを知らなくてはならないであろう。毛筆についての知識を、業界こぞって広めていくことこそが、製品の規格化を促進させ、製品への信頼性を高めることになると思われる。朝日新聞のこの広告のもつ啓蒙性について今後考慮してほしいというわけである。

将来計画への模索 毛筆業界の将来は、業界全員が、将来を見すえて日々努力する以外に発展はない。そのためには、いくつかの将来計画を模索する必要があろう。その模索への努力こそが、熊野筆の将来を明るいものとするはずである。